



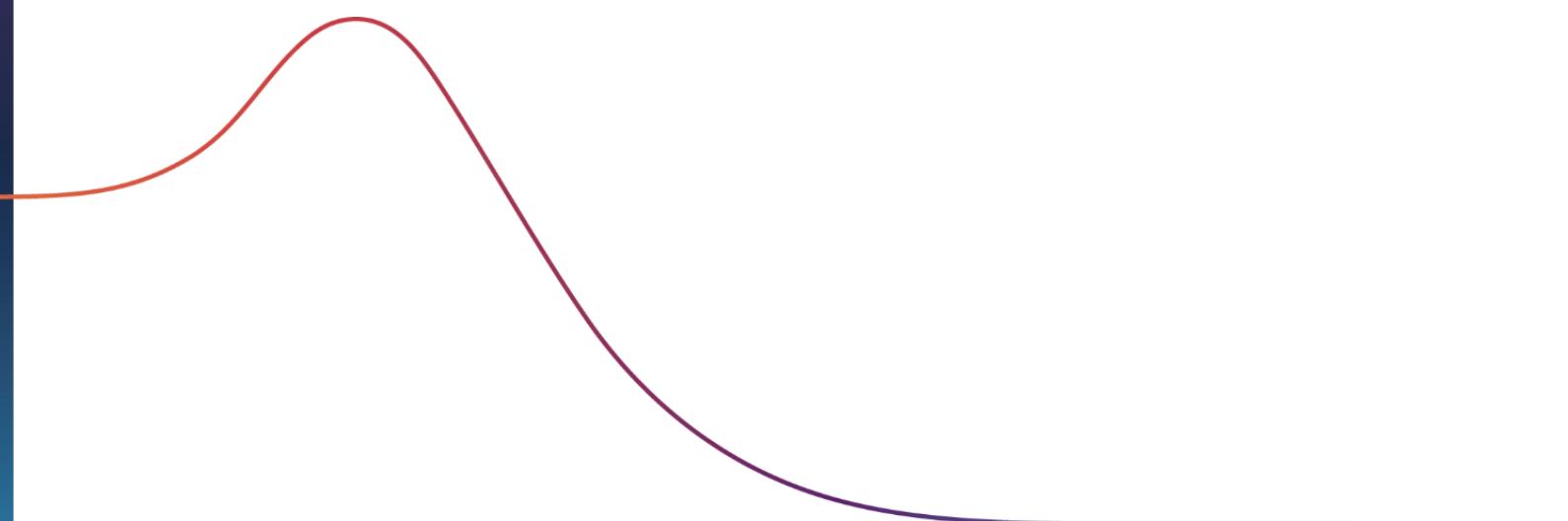
SCIENCE
BASED
TARGETS

DRIVING AMBITIOUS CORPORATE CLIMATE ACTION

金融機関ネットゼロ基準

第1.0版

2025年7月



免責事項

科学に基づく目標設定イニシアチブ(SBTi)は、本文書の作成において相応の注意を払ったものの、本文書の正確性、完全性、目的への適合性について、明示または默示を問わず保証しないものとします。SBTiはさらに、本文書の使用に関連する損害または損失について、直接的か間接的かを問わず、法律で認められている最大限の範囲で、いかなる責任も負わないものとします。

本文書に含まれる情報(データを含む)は、いかなる助言(金融に関するものか否かを問わず)も構成せず、助言の根拠となるものではありません。SBTiは、本文書中のデータまたは情報の使用もしくは信頼から生じるいかなる請求または損失について、一切の責任を負いません。

本書は著作権により保護されています。本文書に記載されている情報または資料は、個人的かつ非商業的な使用のためにのみ、変更されない形で複製することができます。その他のすべての権利は留保されます。本文書から使用される情報または資料は、1988年著作権法、意匠法および特許法(以下「著作権法」)(隨時改訂される)に基づいて許可された私的研究、調査、批評または審査の目的でのみ使用することができます。著作権法に従って許可されたいかなる複製物も、文章、抜粋、図表、内容、その他の情報を選択した場合、その出典として本文書を明記するものとします。

SBTiは、最新の排出シナリオ、規制、法的または科学的発展、および温室効果ガス会計のベストプラクティスを反映するために、定められた改訂スケジュールに従って、あるいは必要に応じて、本文書を改訂する権利を保持します。本基準は、各組織が独立して、一方的かつ自発的に採用するものであり、契約上の合意や相互依存関係を構成するものではありません。組織は、機密性の高い競争優位な情報の伝達を避けるものとともに、自らの法的助言を求めることが奨励されます。

SBTiは、本基準の利用に伴う法的影響について一切の責任を負いません。また、本基準に従うことが法的遵守を保証するものではありません。本書で提供されるガイダンスは、法的助言の代わりになることを意図したものではありません。

「Science Based Targets initiative」および「SBTi」は、イングランドおよびウェールズの登録有限会社(登録番号 14960097)、ならびにイングランドおよびウェールズの登録慈善団体(登録番号 1205768)である「科学に基づく目標設定イニシアチブ」を指します。

© SBTi 2025

本基準は、SBTiによって発行されています。SBTi基準に関するフィードバックは、SBTiでの検討のためにinfo@sciencebasedtargets.orgまでお送りください。

改訂履歴

Science Based Targets Initiativeは、イングランドおよびウェールズの登録慈善団体(慈善団体番号1205768)およびイングランドおよびウェールズで設立された有限責任会社(会社登記番号14960097)です。登記上の住所:First Floor, 10 Queen Street Place, London, England, EC4R 1BE(英国)SBTi Services Limitedは、イングランドおよびウェールズで設立された有限責任会社(会社登記番号15181058)です。登記上の住所:First Floor, 10 Queen Street Place, London, England, EC4R 1BE(英国)SBTi Services Limitedは、Science Based Targets Initiativeの全額出資子会社です。© SBTi 2025



sciencebasedtargets.org



[/science-based-targets/](https://www.linkedin.com/company/science-based-targets/)



[@scientargets](https://twitter.com/scientargets)



info@sciencebasedtargets.org

バージョン	変更／更新内容	リリース日	発効日
1.0	SBTi金融機関ネットゼロ基準の初版の策定プロセスの概要については、結論の根拠(こちら)をご参照ください。	2025年7月22日	2025年7月22日

目次

目次.....	5
エグゼクティブ・サマリー.....	7
基準の対象範囲.....	7
基準の主な要素.....	7
その他の基準およびガイダンスとの相互運用性.....	8
本基準を用いた目標設定.....	9
SBTi金融機関ネットゼロ基準の条件の構成.....	9
A.はじめに.....	12
A.1 SBTiのご紹介.....	12
A.2 本基準の目的.....	12
A.3用語.....	14
A.4 SBTi基準の枠組み.....	14
A.5 SBTi金融機関ネットゼロ基準の適用範囲.....	15
A.6 SBTi金融機関ネットゼロ基準の構成.....	17
A.7 審査モデル.....	18
A.8 策定プロセス.....	18
A.9 規制要件への準拠.....	19
A.10 言語および翻訳.....	19
1.金融機関ネットゼロコミットメント.....	20
1.1:金融機関のネットゼロコミットメントと組織バウンダリ	20
1.2:対象となる金融活動の評価.....	21
1.3 : 気候目標のガバナンス.....	22
2.基準年評価.....	23
2.1 : 目標設定の基準年を選択する.....	23
2.2 : GHG排出インベントリ	24
2.3 : 基準年におけるポートフォリオ整合性の評価.....	25
2.4 : 金融エクスポートフォリオ評価.....	26
3.方針および目標設定.....	29
3.1 : 方針.....	30
3.2 : 目標設定.....	33
3.3 : 中和と金融機関のネットゼロ状態.....	35

3.4 : 方針と目標の伝達.....	36
3.5 : 目標の見直しと有効性.....	36
4.進捗状況の評価と伝達.....	38
4.1 : 報告.....	38
4.2 : 進捗評価と目標更新.....	39
5.SBTiに関連した主張.....	40
基準参照表.....	41
付属文書A：主要用語.....	65
付属文書B：目標文言テンプレート.....	70
参考文献.....	74
協力者一覧.....	78

エグゼクティブ・サマリー

免責事項:このエグゼクティブ・サマリーは、ステークホルダーに概要およびガイダンスを提供することを目的とするものであり、本基準の規範的な部分を構成するものではありません。要件のスコープ全体については、基準の本体を参照する必要があります。この文書のいかなる翻訳も情報提供のみを目的としています。何らかの不一致がある場合、企業各社は英語版原本を参照する必要があります。

金融機関は、世界的なネットゼロへの移行を可能にする役割を果たします。金融機関は投資、融資、保険の各業務を通じて、経済の方向性に影響を与え、ネットゼロの未来に向けた進展を加速させる力を持っています。

科学に基づく目標設定イニシアチブ(SBTi)は、金融機関が遅くとも2050年までにネットゼロを達成するための目標(気候整合目標およびセクター別目標)を設定できるよう、枠組みを提供する目的で、金融機関ネットゼロ基準を策定しました。

SBTiの金融機関ネットゼロ基準は、[SBTi基準策定のための標準作業手順書 \(SOP\)](#)に沿って、2回の公開協議とパイロットテストを含む、オープンで透明性のあるマルチステークホルダー・アプローチに従って策定されています。本基準の最終版は、関係者に聴取したフィードバック、プロジェクトの専門家諮問グループの意見、そしてSBTiの技術的諮問委員会による審議と最終承認を経て作成されました。

基準の対象範囲

本基準は、金融機関が実体経済の関係者に影響を与えるために活用できる、融資、資産オーナーまたは資産運用会社による投資、保険引受、キャピタルマーケット活動など、範囲内にある金融活動を対象としています。金融活動は、世界全体の総収益に占める割合が5%以上であれば、重要な活動とみなされます。

基準の主な要素

- 本基準は、世界のネットゼロへの移行において金融機関が果たすべき重要な役割を導くように設計されており、ネットゼロ整合ファイナンス(トランジション・ファイナンスを含む)の増加を促進する具体的な目標設定指標を通じて、金融に係る総排出量(ファイナンスドエミッション)の削減を推進します。
- 「エンゲージメント・ファースト」アプローチでは、排出削減を促す主要な手段として、ポートフォリオ企業自身が科学に基づく目標をまず設定するよう働きかけています。
- 排出量データおよび非排出量データの質と範囲に関する改善を義務付けることで、測定対象を適切に管理します。これには、クリーンエネルギー対化石燃料に対する金融エクスポートジャーラーの比率や、ポートフォリオ企業(法人、プロジェクト、および関連資産を含む)の気候整合性、さらに2030年までの森林破壊に対するエクスポートジャーラーの評価が含まれます。
- もし森林破壊への重大なエクスポートジャーラーがある場合、それに対処するためのエンゲージメント計画を、遅くとも目標更新日までに策定・実施する必要があります。
- 化石燃料移行方針は、金融機関に対し、石炭拡張事業および新規の石油・ガス拡張プロジェクトファイナンスへの金融支援の即時停止、ならびに石油・ガス拡張事業への新規の

一般用途向け投融資の即時または遅くとも2030年までの段階的廃止を約束する方針を公表することを求めています。

- 建物方針では、ゼロカーボンレディとして設計されていない新築の建物へのファイナンスを行わないこと、および既存の建物の改修に対するファイナンスを増やすことを推奨しています。
- 短期目標は、ポートフォリオ企業の移行支援、気候変動ソリューションへのファイナンスの推進、および主要なセクターベンチマークとの整合に焦点を当てています。金融機関は、目標のタイプとして、ポートフォリオ全体の気候整合目標または排出集約型セクター向けのセクター別目標のいずれかを選択する柔軟性が認められています。
- 長期目標は、取引先が2050年までにネットゼロを達成し、関連する場合には残余排出量を中立化することを求めています。
- 目標に向けた継続的な進捗を奨励し認識するため、短期目標サイクルの終了時に進捗評価と目標更新が求められます。

その他の基準およびガイダンスとの相互運用性

科学に基づく目標設定イニシアチブ(SBTi)の金融機関ネットゼロ基準は、気候整合目標とセクター別目標を通じて、金融機関が最も重大な気候変動影響に取り組むことを支援します。本基準は、ポートフォリオ全体の金融活動がネットゼロ達成に向けて行動しているかを追跡するために、金融機関ネットゼロ基準実施リストに記載された、正式に認められた第三者の気候整合判断手法を導入しています。これにより、より広範な気候変動エコシステムとの相互運用性が確保されます。

科学に基づく枠組み内において、金融機関ネットゼロ基準は、SBTiの企業ネットゼロ基準およびセクター別ガイダンスおよび基準によって補完されます。これらは、本基準で定義されている金融機関のスコープ1、2、およびスコープ3カテゴリ1～14の目標(該当する場合)をカバーしています。

本基準の気候整合目標は、実施リストで特定されている気候整合性評価手法を通じて、第三者のデータおよびサービスプロバイダーとの相互運用性を促進します。気候整合およびセクター別目標の二重アプローチは、方針および規制コンプライアンスと整合する柔軟性を提供すると同時に、説明責任を徹底します。

本基準を用いた目標設定

ネットゼロ目標を設定することで、金融機関は気候の安定化へのコミットメント、実社会におけるGHG排出量削減の支援、そして長期的なレジリエンスの強化を表明することになります。金融機関は、リスク調整後リターンや、自らが保有・運用する資産の価値を損なう恐れのある気候関連リスクに直面するなか、受託者責任の遂行、顧客やその他のステークホルダーの財務的利益、および選択肢行使する能力に従って、ネットゼロ目標の設定を実行するものとします。金融機関ネットゼロ基準は、公表日から有効となります。この日以降、金融機関は、本基準と照らして妥当性を審査できるよう目標を提出できるようになります。少なくとも2026年12月までの移行期間が設けられ、その間は金融機関向け短期目標基準と金融機関ネットゼロ基準の両方で目標の妥当性の審査が可能となります。移行期間中、SBTiは、次のステップを確定するために、モニタ

リングおよび評価フェーズを実施します。2027年1月以降、金融機関は、本基準に基づき、新しい短期目標および長期目標を設定することが想定されています。

追加情報として、金融機関ネットゼロ基準概要では、本基準の概要と目標策定の主要なステップが記載されています。

金融機関は、[SBTi Services](#)のウェブサイト(SBTiの完全子会社)に登録し、今すぐに目標設定プロセスを開始することが推奨されます。

SBTi金融機関ネットゼロ基準の条件の構成

詳細な要件や、さらなる説明ガイダンス、参考文献、および定義については、各章をご覧ください。すべての規範的基準(例:FINZ-C[番号])は、評価ステージに記載されているとおりに評価されます。FINZ-R[番号]は、より野心的な気候行動のための推奨事項を示します。

主要基準	評価ステージ	説明
1.金融機関ネットゼロコミットメント		
FINZ-C1	初回審査	金融機関ネットゼロコミットメント:金融機関は、法人レベルで、遅くとも2050年までにネットゼロを達成することを公に約束するものとします。
FINZ-C2	初回審査、再審査	組織バウンダリ:金融機関は、すべての関連子会社を網羅する組織バウンダリを設定するものとします。
FINZ-C3	初回審査、再審査	ポートフォリオバウンダリ:金融機関は、対象範囲内の金融活動を特定し、総収益の5%以上を生み出す活動区分を行うものとします。
FINZ-C4	初回審査、再審査	気候目標のガバナンス:金融機関は、ネットゼロ目標に関する組織内のガバナンス体制を公表するものとします。
FINZ-R1		気候移行計画に関する推奨事項:金融機関は、ネットゼロコミットメントおよび目標を裏付けるために、移行計画を公表すべきです。
2.基準年評価		
FINZ-C5	初回審査、再審査	基準年選択:金融機関は、目標設定のために基準年を選択するものとします。
FINZ-C6	初回審査、再審査	GHG排出インベントリ:金融機関は、自社の事業活動、バリューチェーン全体、および対象範囲内の金融活動における、基準年のGHG排出インベントリを算定するものとします。
FINZ-C7	初回審査、再審査	基準年における気候整合性評価:金融機関は、ポートフォリオ内の対象範囲に含まれる各金融活動の気候整合性の割合を評価するものとします。
FINZ-C8	初回審査、再審査	エクスポージャー評価:金融機関は、基準年において、クリーンエネルギーへの金融エクスポージャーと化石燃料への金融エクスポージャーの評価を提供するものとします。そして、遅くとも2030

		年までに森林破壊エクスポージャーを評価すること約束するものとします。
3.方針および目標設定		
FINZ-C9	初回審査、再審査	化石燃料移行方針:金融機関は、化石燃料セクターにおける新規の金融活動に対処するための方針を公表するものとします。
FINZ-C10	再審査	森林破壊ゼロ:重要と判断された場合、金融機関は、ポートフォリオにおける森林破壊に対処するためのエンゲージメント計画を公表するものとします。
FINZ-R2		不動産方針に関する推奨事項:金融機関は、不動産資産に関する金融活動に対処するための方針を公表しなければなりません。
FINZ-C11	初回審査、再審査	非ポートフォリオ目標:金融機関は、SBTiコーポレートネットゼロ基準やSBTiセクター基準における最新の該当基準に従い、事業活動のスコープ1およびスコープ2排出量、ならびに該当する場合にはスコープ3カテゴリ1~14排出量について、短期目標および長期目標を設定するものとします。
FINZ-C12	初回審査、再審査	ポートフォリオ短期目標:金融機関は、適格な目標指標と目標設定方法のいずれかを使用して、対象範囲に含まれる各金融活動(すなわちスコープ3、カテゴリ15排出量)に対し、1つまたは複数の短期目標を設定するものとします。
FINZ-C13	初回審査、再審査	ポートフォリオ長期目標:金融機関は、対象範囲内の各金融活動について、一つの長期ネットゼロ整合目標を設定するものとします。
FINZ-C14	短期目標年	金融機関ネットゼロ状態:金融機関は、ネットゼロ目標年度までに、ポートフォリオ内の取引先がネットゼロ排出量の状態を達成することを確実にするものとします。これには、スコープ1、スコープ2、スコープ3排出量をゼロまたは残余レベルまで削減すること、および残余排出量を中和することが含まれます。
FINZ-C15	初回審査、再審査	方針と目標の伝達:金融機関は、本基準で指定された要件に従って、方針および目標を透過的に伝達するものとします。
FINZ-C16	初回審査、再審査	目標見直しのトリガー:金融機関は、重大な組織変更が発生した場合に目標を再度算定すること、およびSBTiの審査サイクルと方遵守することを約束するものとします。
4.進捗状況の評価と伝達		
FINZ-C17	初回審査、再審査	報告:金融機関は、毎年、目標に対する進捗を公に報告することを約束するものとします。
FINZ-C18	再審査	進捗と目標更新:金融機関は、短期目標期間の終了時に、審査済みの目標に対する進捗を評価し、必要に応じて新たな目標を設定し、審査のために再度提出するものとします。
5.SBTiに関連した主張		

FINZ-C19	初回審査、再審査	SBTiに関連した主張：金融機関は、すべての主張が、正確、透過的、審査可能であり、本基準およびSBTi方針における基準と確實に整合するようにするものとします。
----------	----------	---

A.はじめに

A.1 SBTiのご紹介

科学に基づく目標設定イニシアチブ(SBTi)は、企業の気候行動を支援する組織で、世界中の企業が温室効果ガス(GHG)排出量の削減に貢献し、ネットゼロの達成に向けた役割を果たすことを可能にします。¹SBTiは、企業が独自に温室効果ガス排出削減目標を設定できるようにする基準、ツール、およびガイダンスを用意しています。これにより、地球温暖化を抑制し、遅くとも2050年までにネットゼロを達成するために必要な水準に沿った目標を定めることができます。

SBTiは英国の慈善団体として設立され、SBTiの目標審査サービスは子会社のSBTi Services Limitedが提供しています。SBTiの設立パートナーは、CDP、国連グローバル・コンパクト(UNGC)、ウィ・ミーン・ビジネス連合(WMBC)、世界資源研究所(WRI)、世界自然保護基金(WWF)です。

A.2 本基準の目的

2015年のパリ協定では、世界の平均気温上昇を産業革命前に比べて2°C未満に抑えること、さらに1.5°Cまでの抑制に向けた取り組みを進めることを目標として定めています。気候科学では、地球温暖化を1.5°Cに抑え、21世紀半ばまでに世界全体でGHG(温室効果ガス)排出量をネットゼロにすることが、取り返しのつかない気候影響のリスクを抑えるうえで極めて重要であると強く指摘されています。世界全体でのネットゼロ排出を達成するには、経済のあらゆるセクターで大規模な変革が必要であり、企業はこの変革を推進するうえで重要な役割を果たしています。SBTiの基準は、企業が自社の事業活動やバリューチェーン全体の排出量に取り組み、活動をネットゼロの将来に整合させることを促すことで、ネットゼロ経済に適合したビジネスモデルへ移行できるようにすることを目的としています。

金融機関のGHG排出量の最大の要因は、金融活動から生じます。金融機関は、融資、資産運用、保険引受などのサービスを通じて、リテール、企業、公共部門の顧客が実経済でGHG排出を生み出すことを可能にしています。したがって、金融機関は2050年までのネットゼロ経済への移行を促進できる、極めて有利な立場にあります。金融機関の重要な役割は、パリ協定でも認識されており、第2条1項(c)では、金融の流れを低温室効果ガス排出かつ気候回復力のある開発に向けた経路と整合させるべきであると言及されています。

SBTi金融機関ネットゼロ基準は、特に融資に伴う温室効果ガス排出量(スコープ3のカテゴリ15として計上されるもの)に対応しています。²これは、思い切った気候行動を促すことを目的とした、グローバルで自主的な枠組みです。本基準は、短期および長期の基準と推奨事項の両方を通じて、金融活動を地球規模の気候目標に整合させることを重視しており、即時の売却よりもエンゲージメントを優先し、中間的なチェックポイントを設けています。金融機関が、自らの金融活動を通じてGHGが大気中に蓄積しない状態、すなわち実質ゼロの状態を達成できるよう、支援することを目的としています。また、ネットゼロに向かう過程での説明責任を確保するための透明性基準も含まれています。

¹企業とは法的主体であり、SBTi基準の文脈では金融機関である可能性もあります。

²「ファイナンス」という用語は、融資や投資に厳密に限定されず、さまざまな金融活動(融資、所有・投資資産への金融、運用資産への金融、保険引受、資本市場活動)を総称するために、本文書では一般的に使用されています。同様に、「金融に係る排出量(ファイナンスドエミッション)」および「スコープ3、カテゴリ15」という用語は、投資活動だけでなく、前述のすべての金融活動に起因する排出量を総称するために、本文書では一般的に使用されています。

本基準は、金融機関が実体経済における変化を促す上で最も影響力の大きい手段に焦点を当て、以下の5つの成果を達成することを目的としています。

1 - 明確な公的コミットメントに基づく堅牢な気候ガバナンス(いかを含む):

- 組織全体で明確かつ包括的、かつ統一された戦略的ネットゼロコミットメントおよび計画の提示。
- 信頼できる目標境界線(または目標設定範囲)のために、すべての金融活動に関する包括的な評価。

2 - 明確な会計基準に基づく包括的な気候影響評価、具体例:

- 関連する金融活動全体に関するGHG排出量インベントリ。同時に、時間の経過とともに範囲を漸進的に拡大し、データ品質を向上させること。
- ポートフォリオ取引先のうち、移行中、気候変動ソリューション関連、またはネットゼロに沿ったパフォーマンス水準で運営されている割合の評価。
- クリーンエネルギーおよび化石燃料への金融エクスポージャーのマッピングと開示、ならびに森林破壊エクスポージャーの評価と公での開示を約束すること。

3 - 関連する金融活動とグローバルな気候変動目標との整合を図るための、方針の策定や野心的な目標の設定。以下を含みます:

- 遅くとも2050年までにネットゼロ達成と両立しない金融活動から移行するための方針および活動の導入。
- ネットゼロ移行を促進するために、気候変動ソリューションに向けた金融活動の拡大。
- 移行中の取引先に向けた金融活動を通じた、排出集約型セクターへの優先的な対応。時間の経過とともに、すべての金融エクspoージャーは、ネットゼロを達成した取引先に向けられます。

4 - 透明性の高い開示による継続的な進捗の促進、具体例:

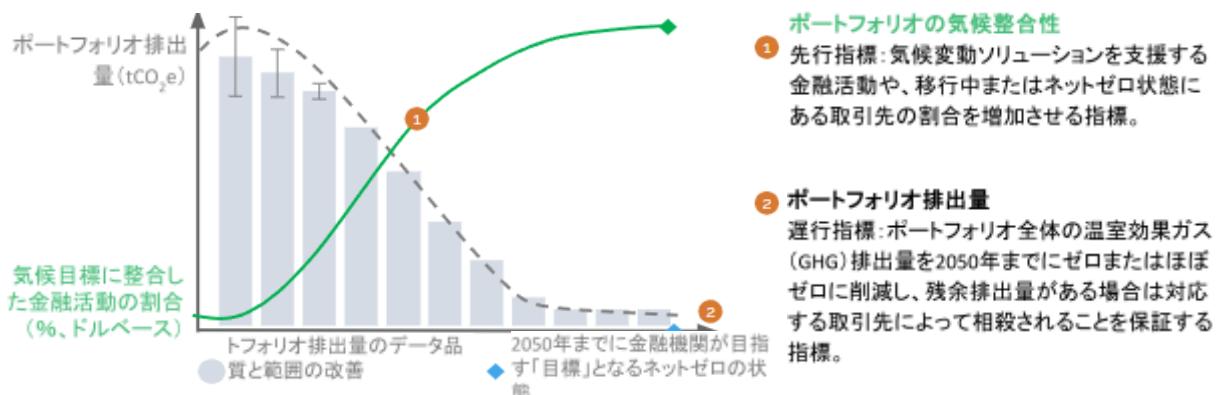
- 時間の経過に沿って目標に対する進捗の透明性のある追跡・報告、および評価の範囲と厳格性の段階的な拡大。

5 - 金融機関による明確かつ信頼性のある主張:

- すべての主張が正確かつ審査可能であり、高い整合性基準および適用される規制に準拠していることを保証すること。

本基準の概念的枠組みは、これらの成果に基づいており、ポートフォリオの気候整合性を確保し、関連するポートフォリオのGHG排出削減を2050年まで、あるいはそれ以前に達成することを目的としています(図1)。

図1: SBTi金融機関ネットゼロ基準の概念的枠組み



A.3用語

SBTiの基準において、「ものとします」「すべきです」「場合があります、ことができます」という文言は以下のように用いられます。

1. SBTiの基準書では、「ものとする」という文言は、科学的根拠に基づく目標をSBTiに提出し、審査を受けようとする組織にとって、必須の条件となる基準を示すものとします。
2. 「すべきです」は、推奨事項を表しています。推奨事項は、ベストプラクティス(最優良事例)の遵守を反映するため重要ですが、審査対象ではありません。
3. 「場合があります、ことができます」という文言は、許可されている、認められている、または許容されている選択肢を示します。

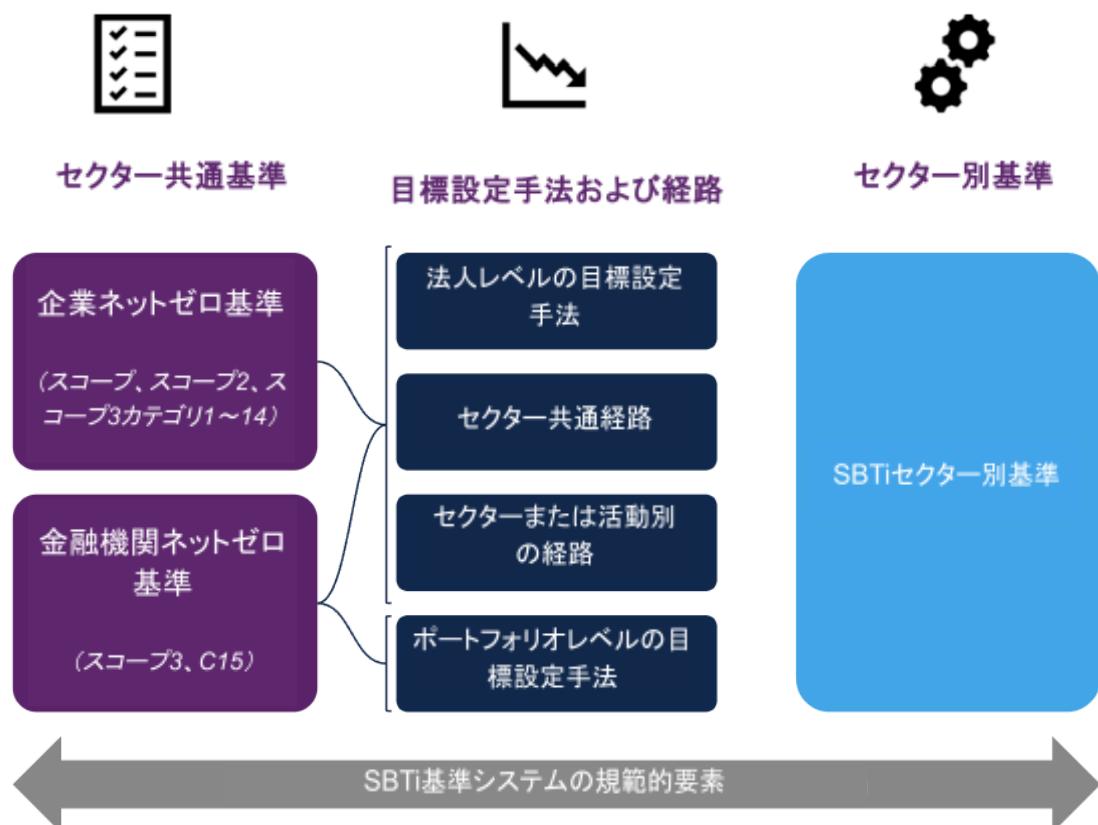
「できます」という文言は可能性や能力を示し、ユーザーが利用可能なオプションや行動を指します。「必要があります」という文言は、本書の要件ではない外部制約を示しており、情報提供の目的で記載されています。例えば、「必要があります」という文言は、ユーザーの国、地域、またはセクターにおける適用法への遵守に関連する必要要件を表すことがあります。一方、「できます」は、GHG排出量を削減するための特定の技術やアプローチの使用など、審査に影響を与えない許容される行動を説明しているかもしれません。

[SBTi用語集](#)には、SBTiの技術資料で使用される用語、定義、略語の一覧が掲載されています。

A.4 SBTi基準の枠組み

SBTi基準はモジュール式の枠組みで構成されており、2つの共通基準、本SBTi金融機関ネットゼロ基準と[SBTi企業ネットゼロ基準](#)で構成されています。これらはバリューチェーンの活動をネットゼロ目標に整合させるための要件と推奨事項を提供します。一連のSBTi基準には、排出量が最も多い業界での使用を想定したセクター別基準やガイダンス文書も含まれます。

図2.SBTi基準システムの概要



SBTi企業ネットゼロ基準は、スコープ1、スコープ2、およびスコープ3カテゴリ1～14の排出に関するセクター共通の要件と推奨事項を提供します。SBTi金融機関ネットゼロ基準は、金融活動(スコープ3カテゴリ15)に関する要件と推奨事項を提供します。

A.5 SBTi金融機関ネットゼロ基準の適用範囲

本基準は、表A.1に記載されている金融活動のいずれかから収益³の5%以上を生み出す、科学的根拠に基づく目標を設定する法人によって使用されるものとします。適用に関する詳細なガイドブックは表A.2に記載されています。本指針は、商業的に運営される民間および公共の金融機関(公的年金基金や政府系投資ファンドを含む)を対象としています。これには、銀行、資産管理者、未公開株式投資(プライベートエクイティ)会社、資産所有者、保険会社が含まれますが、それらに限定されません。金融活動からの収益が5%未満の法人については、本基準の適用が推奨されますが、必須ではありません。

表A.1: 金融活動

金融活動	関連アクター
融資(LND)	融資を提供する法人(例:リテールバンクや商業銀行、非銀行系貸手など)。
アセットオーナー投資(投資資産を保有する法人(例:資産オーナー、再保険・保険会社(資産側)、銀行

³収益割合の算定は、SBTiによる審査目的で目標を提出する法人の財務諸表に定義された総収益に基づくものとします。

AOI)	(直接投資活動)、年金基金、ファミリーオフィスなど)。
アセットマネージャー投資(AMI)	投資を管理する法人(例:資産運用会社、ウェルスマネージャー、プライベート・エクイティ会社など、顧客に代わって運用する法人)。
保険引受(INS) ⁴	保険引受サービスを提供する法人(例:一次保険会社、再保険会社、キャプティブ保険会社、すなわちすべての法人) リスクを引き受ける事業者としてのライセンスを持つ。 ⁵
キャピタルマーケット活動(CMA)	キャピタルマーケットインストゥルメントの一次発行を仲介する法人(例:投資銀行)。

表A.2: 本基準およびSBTi企業ネットゼロ基準、SBTiセクター基準、またはガイダンスの適用

スコープ1、スコープ2、およびスコープ3カテゴリ1～14の排出量	スコープ3カテゴリ15の排出量
収益の95%以上を金融活動から得ている法人。	SBTi企業ネットゼロ基準の最新の適用基準を用いて、スコープ1およびスコープ2の排出量について目標を設定することが求められます。 ⁶ これらの機関では、スコープ3カテゴリ1～14の排出量に対する目標設定は任意です。
収益の5%超かつ95%未満を金融活動から得ている法人。	スコープ1およびスコープ2排出量、ならびにスコープ3カテゴリ1～14排出量について、SBTiコーポレートネットゼロ基準における最新の適用される基準と、SBTiセクター基準またはガイダンス文書から適用される基準を併用して目標を設定する必要があります。
収益の5%超かつ95%未満を金融活動から得ており、かつ建物のオーナー・賃貸人、開発者、またはプロパティマネージャーとしての収益が5%以上を占める法人	…スコープ1、2および3カテゴリ1～14の総排出量の20%以上が、以下のいずれかに該当する場合には、SBTi建築物基準を適用するものとします。 <ul style="list-style-type: none"> 所有または管理する建物からの使用中の運用排出量、 新規開発または取得した建物からの初期組み込み排出量。

⁴本基準では、再保険・保険会社の投資活動は投資活動(AOI／AMI)の対象となります。保険金請求の管理は本基準の対象外となります。

⁵保険仲介業者は、リスク保有者でない場合、自らの仲介業務に対してSBTi企業ネットゼロ基準を使用して目標を設定することができます。仲介された活動と仲介されていない活動の両方が、SBTi財務機関ネットゼロ基準の対象となります。

⁶適用されるセクター基準(例:オーナー・リース建物向けの建物基準)は、目標設定に任意で使用できますが、必須ではありません。

A.6 SBTi金融機関ネットゼロ基準の構成

本基準の条件および推奨事項は、以下の番号付き章で示されています。

1. 金融機関ネットゼロコミットメント
2. 基準年評価
3. 方針および目標設定
4. 進捗状況の評価と報告
5. SBTiに関連した主張

構造

各セクションには、セクション見出し、意図、および基準や推奨事項が含まれています。基準は「FINZ-C」に続けて整数で識別され、サブ基準は「C」に続けて小数で識別されます。基準およびサブ基準は、SBTi指定の審査機関によって審査を受けるために、企業が遵守しなければならない要件です。

各セクションには、数字が付された「R」で示される推奨事項が含まれる場合があります。推奨事項とは、企業が追求することが望ましいベストプラクティスのことです。

これらの基準は、上記の5つの章に続く「基準参照表」章で補足されています。

- 表1.1～1.5: 金融活動の分類。
- 表2: 排出量集約型セクターおよび該当するバリューチェーン活動の一覧。
- 表3: 目標要件。
- 表4.1～4.3: ポートフォリオレベルの指標、気候整合性の定義およびセクター別要件。

本基準の利用者は、以下の目的で文書を二度開くことを推奨します。

1. 基準を読む際は、最初のコピーを使用してください。
2. 基準の読み取りを補完するために、参考表や付録を確認する場合は、2番目のコピーを使用してください。

附属文書

本基準には、以下の2つの付属書が含まれています。

- 付属文書A: 主要用語: 本基準で新たに定義された、SBTi用語集にまだ含まれていない主要用語および略語。
- 付属文書B: 目標文言テンプレート: 許容される目標主張および目標文言の概要。

その他の補足資料

本基準は、目標設計、算定、適合性評価に関する文書化された追加の規範的資料によってサポートされます。

- SBTi金融機関ネットゼロ目標設定ツールおよび金融機関ネットゼロ基準目標設定手法およびツール文書: 本基準で使用される目標設定手法の算定支援および詳細なアルゴリズムを提供します。
- 金融機関ネットゼロ基準の実施リスト: 金融機関の気候整合性目標に向けたベースライン評価の設定や進捗の測定に使用できる、適格な気候整合性評価手法の一覧を提供します。
- SBTiサービス基準評価指標: 目標審査プロセスにおいて、基準との適合性を評価するための審査可能な管理ポイントを提供します。

A.7 審査モデル

目標の責任性と実行可能性を高めるため、本基準では金融機関が関連するすべてのSBTi基準（前節A.5参照）の適用基準を用いて、最長5年で短期目標を設定することを求めます。各審査サイクルの終了時には、ネットゼロを達成するための残りのGHG排出量に対処するために、次の短期目標を設定するものとします。本基準の各条件には「評価段階」が記載されており、金融機関がその基準がいつ審査されるかを把握できるようにしています。

審査モデルには、3つの評価ステージがあります。

1. 初回審査：本基準に基づいて提出される新規目標の審査。これには、「評価ステージ：初回審査」というラベルが付いたすべての基準が含まれます。
2. 再審査：前回の短期審査サイクルで設定された目標に対する進捗開示。これには、他の適用される基準、新規目標の策定と審査、および「評価ステージ：再審査」というラベルが付いたすべての基準が含まれます。
3. 短期目標年：長期目標および前回の短期審査サイクルに対する進捗開示、ならびに「評価ステージ：再審査」および「評価ステージ：ネットゼロ目標年」というラベルが付いたすべての基準の審査。

A.8 策定プロセス

SBTi金融機関ネットゼロ基準プロジェクトは2021年に開始されました。これは、SBTi理事会が「[SBTi基準を開発するための標準作業手順書\(SOP\)](#)」を2023年12月14日に採択し、2024年4月に公表するより前のことです。したがって、SBTi金融機関ネットゼロ基準の開発は、SOP採択前後の2つのフェーズで実施されており、その詳細は「[結論の根拠レポート](#)」に記載されています。

SBTiは、本基準の承認日から遅くとも5年以内に、本基準の見直しに向けた意見募集プロセスを開始し、その目的の達成および期待される効果の実現に向けて、継続的な妥当性と有効性を確保・向上させます。内容の明確化などの実質的でない変更は、SOPに従い、正式な協議およびレビュー手続きを経ずに行うことができます。

A.9 規制要件への準拠

SBTi基準の各条件を満たすことに加え、企業は、SBTi基準で扱われる事項について、基準が適用される国における国内法、地方法および地域規制を遵守し、またはそれを上回る責任を負います。

A.10 言語および翻訳

SBTi基準の作業言語は英語です。必要に応じて、SBTiはSBTi基準を英語以外の言語に翻訳する場合があります。基準の翻訳版は、あくまで参考情報のために提供されます。疑義が生じた場合には、正式な英語版を正文とみなすものとします。

1. 金融機関ネットゼロコミットメント

背景：金融機関は、ネットゼロ移行へのコミットメントを示し、信頼できる移行計画を策定し、科学的根拠に基づく目標を設定することで、気候リーダーシップを発揮できます。組織のガバナンス構造には気候優先事項を組み込み、ネットゼロ目標との整合性を確保する必要があります。

1.1: 金融機関のネットゼロコミットメントと組織バウンダリ

意図：金融機関は、遅くとも2050年までにネットゼロを達成することを公に約束するものとします。このコミットメントは、社内外のステークホルダーに対し気候変動に対する野心を示し、金融機関の経営戦略、目標、行動、投資、そして短期的から長期的までの事業運営に情報を提供します。金融機関は、組織バウンダリに含まれる組織および法人の概要を提供します。

FINZ-C1. 金融機関ネットゼロコミットメント：金融機関は、法人レベルで、遅くとも2050年までにネットゼロを達成することを公に約束するものとします。

金融活動：*LND, AOI, AMI, INS, CMA*⁷
評価ステージ：初回審査

- C1.1. [FINZ-C2](#)で定義されているとおり、コミットメントは、金融機関の組織バウンダリ内の[FINZ-C3](#)で定義されているすべての該当する金融活動を網羅するものとします。
- C1.2. コミットメントは、外部コミットメントに関する最上位の意思決定機関（例：取締役会またはこれに相当する機関）によって正式に承認および採択されるものとします。
- C1.3. 金融機関は、毎年、ネットゼロ目標の達成に向けた進捗を公に⁸かつ透過的に報告することを約束するものとします。

FINZ-C2. 組織バウンダリ：金融機関は、すべての関連子会社を網羅する組織バウンダリを設定するものとします。

金融活動：*LND, AOI, AMI, INS, CMA*
評価ステージ：初回審査、再審査

- C2.1. 金融機関が[GHGP企業基準](#)によって定義された組織バウンダリは、管轄区域の規則によって定義された、連結財務諸表で使用される組織バウンダリと一致するものとします。
- C2.2. 金融機関は、本基準におけるすべての基準を、定義された組織バウンダリに適用するものとします。
 - 親会社またはグループ会社は、関連するすべての子会社の活動を目標提出に含めるものとします。

⁷SBTiはCMA目標を推奨していますが、SBTi金融機関ネットゼロ基準の本バージョンでは必須要件ではありません。CMA目標を設定する場合は、FINZ-C12、FINZ-C13、FINZ-C14、およびFINZ-C16も遵守するものとします。

⁸本基準全体を通して、「公表」または「公に」という用語は、金融機関のウェブサイトや年次報告書など、一般に利用できるプラットフォームを通じた公表を指します。

- 子会社レベルで設定された目標は個別に提出するものとし、目標文言には、どの法人が目標を提出しているかを明示するものとします。

推薦事項：

- R2.1. 金融機関は、親会社またはグループ・レベルで組織バウンダリを設定すべきです。

1.2: 対象となる金融活動の評価

意図：金融機関は、対象となる金融活動および排出集約型セクターへのエクスポージャーを特定し、それをもとに政策や目標を策定します。

-
- FINZ-C3.** ポートフォリオバウンダリ：金融機関は、対象範囲内の金融活動を特定し、総収益の5%以上を生み出す活動区分を行うものとします。
-

金融活動：*LND, AOI, AMI, INS, CMA*

評価ステージ：初回審査、再審査

- C3.1. 総収益の5%以上を対象となる金融活動で得ている場合は、SBTi金融機関ネットゼロ基準の条件に準拠する必要があります。
- 保険引受(INS)については、収益を総収入保険料(GWP)または保険契約収益として定義するものとします。
- C3.2. 金融機関は、対象範囲内の各金融活動について、[表1.1～1.5](#)に概説されているとおりに(セグメント、サブ資産クラス、または事業ラインのレベルで)、対象範囲内および対象範囲外の活動を分類するものとします。区分は、「[表2：排出強度の高いセクターリスト](#)」で定義されているセクタ一分類に従い、次のとおり整理されるものとします。
- セグメントA：化石燃料(石炭、石油、ガス)。
 - セグメントB：輸送(航空、海運、陸上)、産業(鉄鋼、セメント)、エネルギー(発電)、不動産(住宅・商業建物)、森林・土地・農業(FLAG)。
 - セグメントC：その他のセクター(AまたはBに記載されていないもの)。
 - セグメントD：排出集約型セクターおよびその他のセクターに含まれる活動の一部。
- C3.3. 区分には、2020年以降のいずれかの年における総金融エクスポージャーに対する絶対額および割合を、以下の指標を用いて算定するものとします。すべての金融活動について、同一の年を使用するものとします。
- 融資：貸出枠、ローン金額、またはデフォルト時のエクspoージャー。
 - アセットオーナー投資：所有資産または管理下資産。
 - アセットマネージャー投資：運用資産(AUM)、投資資本、または資産価値。
 - 保険引受：引受保険料総額(GWP)。
 - キャピタルマーケット活動：発行額。

推薦事項：

- R3.1. 金融機関は、直近年度時点における総金融エクspoージャーに対する金融エクspoージャーの絶対額および割合を算定する必要があります。

1.3: 気候目標のガバナンス

意図: 金融機関は、ガバナンスを公に開示し、ネットゼロ目標の効果的な監視と実行を促進します。

FINZ-C4. **気候目標のガバナンス:** 金融機関は、ネットゼロ目標に関する組織内のガバナンス体制を公表するものとします。

金融活動:*LND, AOI, AMI, INS, CMA*

評価ステージ: 初回審査、再審査

C4.1. 金融機関は、組織のガバナンス体制に基づき、経営陣(例:Cスイート)内の特定の役職者や委員会に、責任を明確に割り当てるものとします。

FINZ-R1. **気候移行計画に関する推奨事項:** 金融機関は、ネットゼロコミットメントおよび目標を裏付けるために、移行計画を公表すべきです。

金融活動:*LND, AOI, AMI, INS, CMA*

R1.1. 計画には、取引先との気候関連エンゲージメントに対するアプローチを明示すべきです。これには、企業への期待事項、エスカレーション戦略、エンゲージメント関連の成果の進捗が含まれるべきです。

R1.2. 計画は公表されるべきであり、計画の策定・開発に使用された基礎的な手法や第三者・管轄区域固有の枠組みを明示すべきです。

2. 基準年評価

背景：ネットゼロ経済への移行を支援するために、金融機関は主要指標を透過的に追跡する必要があります。ポートフォリオレベルの絶対温室効果ガス排出量は影響評価に役立ちますが、これらは遅行指標です。金融機関は部分的なデータから開始し、範囲を徐々に拡大してインベントリの品質を向上させることで、短期的な行動を遅らせることなく、時間をかけて排出量を信頼性高く測定することができます。

将来を見据えた指標やセクター固有の指標を含む、より広範な一連の指標を使用してベースラインを確立することが、特に排出集約型セクターにとって重要な第一歩となります。

化石燃料関連活動は、気候への影響および移行期における役割の重要性から、特に注視する必要があります。化石燃料およびクリーンエネルギーへのエクスポージャーを評価することで、金融機関のエネルギー移行への貢献度がより明確になります。同様に、金融機関はポートフォリオ内の森林破壊に関する活動を積極的に評価し、透明性の向上に努める必要があります。

2.1: 目標設定の基準年を選択する

意図：金融機関は、自社の典型的な事業運営を反映する基準年をすべての金融活動で選択し、気候関連指標の評価基盤を築きます。

FINZ-C5. 基準年選択：金融機関は、目標設定のために基準年を選択するものとします。

金融活動：*LND, AOI, AMI, INS, CMA*

評価ステージ：初回審査、再審査

- C5.1. 金融機関は、単発の事象や異常な経済状況といった特異な事象がない、通常の事業運営を反映した、企業活動を代表する、かつ2020年以降の1年を基準年として選択するものとします。
- C5.2. ポートフォリオの気候整合目標で設定する基準年は、すべての金融活動で同じ年を用いるものとします。
 - これは、以下に基づく基準年評価の1つの情報として機能します：
[FINZ-C6 : GHG排出インベントリ](#)、[FINZ-C7 : 基準年における気候整合性評価](#)、および[FINZ-C8 : エクスポージャー評価](#)。

推奨事項：

- R5.1. 金融機関は、最新の年を基準年として使用すべきです。
- R5.2. ポートフォリオの気候整合性評価目標とセクター目標の両方における基準年の選定は、すべての金融活動で一貫したものとし、また、区分に使用する年（[FINZ-C3](#)：ポートフォリオバウンダリ）とも一致させる必要があります。

2.2: GHG排出インベントリ

意図：金融機関は、基準年における絶対温室効果ガス排出量のインベントリを算定し、時間の経過とともに温室効果ガス排出量データの透明性、完全性、および品質の向上に積極的に取り組むものとします。

FINZ-C6. **GHG排出インベントリ:**金融機関は、自社の事業活動、バリューチェーン全体、および対象範囲内の金融活動における、基準年のGHG排出インベントリを算定するものとします。

金融活動:*LND*、*AOI*、*AMI*、*INS*⁹、*CMA*

評価ステージ:初回審査、再審査

- C6.1. 金融機関は、ポートフォリオ以外のスコープ1およびスコープ2の事業活動排出量については、提出時点で適用される最新のSBTiコーポレートネットゼロ基準を使用するものとします。非ポートフォリオ関連のスコープ3カテゴリ1～14の排出量については、金融機関が収益の95%未満を金融活動から得ている場合に、この規定が適用されます。
- C6.2. 金融機関は、対象範囲内の各金融活動について、少なくともセグメントA、B、およびCを網羅する以下の要素を個別に算定するものとします。
- ポートフォリオ総絶対温室効果ガス排出量。^{10,11}
 - GHG排出量を定量化している対象範囲内の金融活動の割合(運用資産比率などの金額ベース)。
- C6.3. 総ポートフォリオ排出量の算定には、少なくとも以下の項目を含めるものとします。
- スコープ1およびスコープ2の排出量(ポートフォリオ内のすべての取引先を対象)。
 - 以下のセクターに属するポートフォリオ取引先に関する関連スコープ3排出量¹²:自動車、石炭、石油・ガス、不動産¹³。
 - GHG排出インベントリーに含まれる7タイプすべての温室効果ガス:二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、亜酸化窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF₆)、および三フッ化窒素(NF₃)。
- C6.4. 総ポートフォリオ排出量の算定からは、以下を除外するものとします。
- 金融機関が財務活動を通じて直接支援する炭素除去や、ポートフォリオ法人が購入した炭素除去クレジットを含む炭素除去活動に関する資金提供や保険引受から生じる負の排出量を控除または相殺すること。
 - 金融機関またはそのポートフォリオ法人が購入した炭素クレジットの使用による排出量を控除または相殺すること。
 - 金融機関が特定の気候変動ソリューションへの融資や保険引受の一環として主張できるあらゆる形態の回避排出量およびポートフォリオ法人によって報告された回避排出量を控除または相殺すること。
- C6.5. 金融機関がFINZ-C12に従ってセクター別目標を設定する場合:短期目標について

⁹保険引受に関する例外として、既存のGHG排出量会計手法がない事業分野(例:条約再保険やプロジェクト保険)は、これらの事業分野向けのGHG排出量会計手法が公表されてから2年後に、インベントリに含められることが求められます。

¹⁰ポートフォリオ総排出量と呼ばれます。

¹¹SBTiは、排出量の測定と開示に関して現在利用可能かつ業界で受け入れられ、しかも自由に使える手法を認識しています。これらには、例えば温室効果ガス (GHG) プロトコル、国際金融機関による温室効果ガス会計基準の調和、炭素会計金融パートナーシップ (PCAF)などが含まれます。

¹²金融機関は、Net-Zero Data Public Utility、LSEG、CDPなど、インベントリデータを保有する組織を参照することで、ポートフォリオ取引先の最も重要なスコープ3排出力カテゴリを特定することができます。

¹³建物関連の排出については、スコープ1、2、3の排出量を対象とします。これには、運用時のエネルギー消費(電力や暖房用燃料など)による排出や、冷却装置、冷媒、ヒートポンプなど建物特有のシステムから発生する逸散排出が含まれます。

ては、関連セクター指標の基準年評価を提出するものとします。

C6.6. 金融機関は、総ポートフォリオ排出量の算定に使用される以下の情報を提出するものとします。

- 使用したデータソースおよび基礎データの品質スコア。
- GHG排出インベントリおよびデータ品質スコアを算定するために用いたGHG会計手法および前提条件。
- これには、動的なポートフォリオを考慮するためのタイミングおよび加重のアプローチ、ならびにCMAを使用する場合の加重係数の説明が含まれます。

推奨事項:

R6.1. CMA(PCAFのファシリテーションに係る排出基準に基づき「ファシリテーテッド・エミッション」とも呼ばれます)については、33%ではなく100%の加重係数を使用することが推奨されています。

2.3: 基準年におけるポートフォリオ整合性の評価

意図: 金融機関は、対象となる金融活動に関して、基準年ポートフォリオの気候整合性指標を評価します。

FINZ-C7. 基準年における気候整合性評価: 金融機関は、ポートフォリオ内の対象範囲に含まれる各金融活動の気候整合性の割合を評価するものとします。

金融活動:LND、AOI、AMI、INS

評価ステージ: 初回審査、再審査

C7.1. 金融機関は、以下のカテゴリを使用して、対象範囲内の金融活動をセグメント、またはサブ資産クラスもしくは事業ラインのレベルで評価するものとします。次に、[FINZ.Metric.2](#)として各金融活動ごとに言及されている気候整合性を算定するものとします。この気候整合性とは、「移行中」、「気候変動ソリューション」、または「ネットゼロ状態」に分類される対象範囲内の総金融エクスポージャーの割合のことです。

気候整合性評価カテゴリ

	移行中	気候変動ソリューション	ネットゼロ状態	非整合	未評価
定義	ネットゼロに向けた科学的根拠に基づく移行経路を歩んでいる取引先。	経済全体のネットゼロ移行に必要な活動。	ゼロまたはほぼゼロ排出レベルに到達している取引先。	ネットゼロ移行を目標としていない取引先。	取引先に関する情報がまだ入手できない場合。
適用対象	適用対象は、それぞれのセグメントおよびサブ資産クラスに依存します。詳細は 表4.2 をご参照ください。AOIおよびAMIについては、 表1.2~1.3 の追加要件も参照してください。金融機関は、実施リストに記載されている気候整合判断手法を使用できます(選択された適格な手法は、短期目標期間の終了時まで使用するものとします)。再審査時には、最新版に記載されている適格な指標のみを使用するものとします。あるいはセクター指標を使用して(ベンチマーク乖離評価を通じて)、取引先を分類するものとしま	アプリケーションが、いずれの気候整合カテゴリ(移行中、気候変動ソリューション、ネットゼロ状態)にも該当しません。	セグメントAまたはBの活動には適用されません(表1.1~1.5 参照)。このカテゴリを使用する場合は、理由を明示する必要があります。		

	す。		
--	----	--	--

C7.2. 金融機関は、評価に使用した、気候整合性の手法およびデータソースを提出するものとします。

2.4: 金融エクスボージャー評価

意図: 金融機関は、化石燃料との比較でクリーンエネルギーへのエクスボージャーを評価します。金融機関は、遅くとも2030年までに森林破壊に対するエクスボージャーを評価し、公表します。これにより、金融機関は化石燃料および森林破壊に関する影響についてより深く理解し、削減に向けた取り組みをより効果的に行うことができます。

FINZ-C8. エクスボージャー評価: 金融機関は、基準年において、クリーンエネルギーへの金融エクスボージャーと化石燃料への金融エクスボージャーの評価を提供するものとします。そして、遅くとも2030年までに森林破壊エクスボージャーを評価すること約束するものとします。

金融活動: *LND, AOI, AMI, INS, CMA*

評価ステージ: 初回審査、再審査

C8.1. 金融機関は、対象範囲内の金融活動のタイプごとに、絶対的エクスボージャー額と比率の両方の観点から、クリーンエネルギー対化石燃料の金融エクスボージャーを、以下の要件に従って算定するものとします。

- 化石燃料エクスボージャー: [表2](#)に指定される化石燃料セクターにおける対象金融活動すべて。
 - 化石燃料生産活動および設備の恒久的な廃止(代替なし)に専念する、化石燃料セクター内のすべての対象金融活動は、比率に含めず、別途開示するものとします。
- クリーンエネルギーエクスボージャー: 太陽光、風力、水力、原子力、地熱、バイオ廃棄物由来のバイオエネルギー、再生可能エネルギー由来の水素(工業プロセスにおける化石燃料代替のみ)を含むクリーンエネルギーセクターにおける対象金融活動すべて。発電、蓄電、送電、配電インフラを含む。

C8.2. 金融機関は、審査後2年以内または遅くとも2030年までに、森林破壊エクスボージャーの金額を評価し公表することを約束するものとします。その後は、最初の開示後、以下の要件に従って毎年公表を継続するものとします。

- 金融機関の森林破壊エクスボージャーは、少なくとも以下の結果として自然林が喪失したことに関連する、ポートフォリオ法人への対象範囲金融活動の量として定義されます。(1) 農地やその他の非森林用途への、(2) 樹木プランテーションへの転換、または(3) [附属書A](#)に記載された重要な森林破壊関連コモディティに起因する深刻かつ持続的な劣化。
- 公に行う開示には、以下を含むものとします。
 - (i) 上記の最小要件を超えることが可能な、森林破壊の定義、(ii) [FINZ-C10](#)の目的における「重大な森林破壊エクスボージャー」の定義(割合または絶対額を用いる)、(iii) 森林破壊を追跡するための手法およ

び指標(過去のカットオフ日を含む)

(iv) 公開報告の方法および頻度。

- C8.3. 森林破壊または化石燃料へのエクスポートジャヤーを有しない金融機関は、附属書B「目標文言テンプレート」に従い、以下の免除文言を公に掲載することを約束するものとします。

- 化石燃料：「[金融機関名]は、SBTiの短期目標期間中、化石燃料セクターに関連するすべての対象となる金融活動には一切関与せず、今後も関与しません。これは、対象となる金融活動を含みます：(i) 石炭セクターにおける活動、(ii) 石油・ガスプロジェクトおよび新規液化天然ガス(LNG)インフラに関連する活動、(iii) 石油・ガス企業に関連する活動。」
- 森林破壊：「[金融機関名]は該当する森林破壊エクスポートジャヤーがありません。そして、[年]から森林破壊エクスポートジャヤーを毎年評価し公に開示することを約束します。」

推奨事項：

- R8.1. 金融機関は、必須の重要な森林破壊関連商品に加え、その他の森林破壊の原因(例: その他の商品、インフラ、鉱業)も対象に含めるべきです。
- R8.2. 金融機関は、商品生産による森林破壊に関与するポートフォリオ法人に関する新規の対象範囲金融活動を行わないことを約束する必要があります。
- R8.3. カットオフ日とは、すべての森林破壊を停止する日ではなく、森林破壊を評価対象とし始める日を指します。責任枠組みイニシアティブでは、デフォルトの基準日を2020年12月31日とすることを推奨しています。
- R8.4. 金融機関は、森林破壊活動に関連するポートフォリオ法人への金融エクスポートジャヤーを重大なものとして考慮することが推奨されます。

森林破壊に関する追加の拘束力のないガイド

- 森林破壊の定義：WBCSDやAFI Coalition、CDP、またはWWFは、森林破壊を追跡するための手法を提供しています。
- 「重大なエクスポートジャヤー」の定義において、金融機関はForest IQメソッドにおける「高い森林破壊エクスポートジャヤー」および／または「高い金融上の重要性」の閾値を使用することができます。
- 金融機関による評価アプローチの例：
 - まず、セクタ一分類スキームを用いてFLAG法人を特定し、次にこの法人のサブセットが森林破壊に関連する重要なコモディティに結びついているかを確認し、最後にこのサブセットが森林破壊に関与しているかを評価します。
 - 金融機関は、法人の特定にあたり、第三者リスト(例：bal Canopyデータベース(ForestIQやForest 500))を使用します。この際、第三者の手法が少なくとも森林破壊の定義をカバーしているかを確認します。

3.方針および目標設定

背景：金融機関は、金融活動に伴う排出量に対してさまざまな対応策を講じることができます。気候整合およびセクター別目標を補完するために、方針は、世界的な気候目標と整合しない活動への支援を停止することを、公に明確に約束します。このような方針を採用することで、金融機関は自らの実務をネットゼロ経済と整合させ、変革的な気候対応の基盤を整えることができます。

資本を提供する金融機関は、化石燃料企業のネットゼロ移行を後押しする上で欠かせない存在です。削減されていない化石燃料生産能力の拡張に対する金融支援の即時停止と、金融機関が影響力を活用して企業をネットゼロ移行に整合させる取り組みの両方が必要です。本基準は、気候シナリオが求める緊急の行動と、金融機関がすべての取引先の移行を促進するという実務的な必要性とのバランスを取ることを目的としています。SBTiは、化石燃料資産の売却による排出影響が常に明確または一貫しているわけではないことを認識しています。実体経済企業、政策立案者、その他のステークホルダーは、化石燃料の需要を決定する上で中心的な役割を果たします。そのため、SBTiは、金融機関が気候安定化を支援するための「第一の最良策」として、顧客および投資先とのエンゲージメントに重点を置いています。ただし、金融機関のポートフォリオにある化石燃料関連企業の取引先が、一定期間内に 1.5°C 移行経路に整合しない場合、提案される方針および目標基準では、段階的な廃止とダイベストメント（投資撤退）が求められます。

短期および長期の目標は、金融支援をシフトさせ、実体経済の脱炭素化を加速する追加的なインセンティブを提供します。SBTi FINZ基準は、金融機関がポートフォリオ内の特定の区分に対して、整合目標またはセクター目標など、異なるタイプの目標を短期的に設定できる柔軟性を提供します。この選択は、金融機関ごとの準備状況の違いに対応しつつ、長期的なネットゼロ目標に向けた明確な軌跡を維持するものです。金融機関は、可能な場合には進捗を加速するために、両方のアプローチを採用することができます。

- ポートフォリオ気候整合目標：これらの未来を見据えた目標は、金融機関がポートフォリオ全体で気候整合金融活動の割合を増やすことを求めます。
- セクター目標：集計されたセクター単位で設定されるこれらの目標は、金融機関が特定の排出集約型セクターに注力することを促し、 1.5°C のセクター別ベンチマークとの整合性を確保します。

3.1: 方針

意図: 金融機関は、特定の長期的かつ排出集約型活動の融資および保険引受に対応するための方針とエンゲージメント計画を公表します。金融機関は、地球温暖化を1.5°Cに抑えることと整合しない金融活動から移行します。このアプローチは、気候シナリオによって求められる行動の緊急性と、金融機関がすべての取引先の移行に関与し、追加の化石燃料設備の開発計画を停止させるという実務的な必要性のバランスを取ることを目的としています。これにより、1.5°Cネットゼロへの移行がより困難かつコスト高になるのを防ぎます。この方針は、セクション3.2で説明されるポートフォリオ内の化石燃料関連活動すべてに対応する目標によって補完されます。

FINZ-C9. 化石燃料移行方針: 金融機関は、化石燃料セクターにおける新規の金融活動に対処するための方針を公表するものとします。

金融活動: LND, AOI, AMI, INS, CMA

評価ステージ: 初回審査、再審査

C9.1. 金融機関は、化石燃料セクターにおける新規の対象となる金融活動に対処するための方針を初回審査に先立ち公表するものとします。方針には、以下の要素を含めるものとします。

- 使用される石炭、石油・ガスプロジェクトおよび企業の定義(例: 業界分類システムや承認済リストに基づき対象範囲を特定した方法)。定義には、少なくとも表2に記載されたバリューチェーン活動を含める必要があります。排出集約型セクターの一覧(金融機関のポートフォリオに関連する場合を含む)。
- 対象の取引先や金融活動を除外する場合に使用された許容オプションの説明。「対象となる金融活動」という文言は、認められたオプションの使用を除いた対象範囲内の金融活動を指すものとし、これには以下の金融活動が含まれる場合があります。
 - 生産活動および設備容量の恒久的廃止(代替なし)に専念する金融活動。
 - AMIIにおける助言型委託を通じた投資。
 - 炭素回収を用いて化石燃料プロジェクトおよびインフラの排出削減に専念する金融活動で、捕集率が少なくとも90%～95%であり、強化石油回収やその他の化石燃料抽出・生産能力の開発を助長しない耐久性のある貯留を伴うもの。
 - 国家法や規制により義務付けられた金融活動。¹⁴

C9.2. 石炭バリューチェーンにおける新規金融活動の停止¹⁵: 方針は、新たな石炭拡張活動に関するプロジェクトおよび企業に対して提供される新規の対象となる金融活動を、即時に停止することを約束するものとします。

- 本基準で対象となる新規石炭拡張活動は、金融機関の化石燃料移行方針公表日以降に最終投資決定(FID)が必要となる、新規石炭鉱山、既存石炭鉱山の拡張・増設、新規の無削減石炭火力発電所と定義されます。
- 本基準は、資金使途が明確な新規金融活動(例: 石炭プロジェクトファイナンス／保険)および資金使途が不明な新規金融活動(例: 石炭企業へ

¹⁴これは、新規の対象となる金融活動で、明示的に公表された法律や規制により要求されるものに限定されます(例: 法律で金融機関に特定プロジェクトの保険加入を義務付ける場合)。

¹⁵石炭バリューチェーンには、少なくとも以下を含めるものとします。すべての一般炭グレードを対象とした探査、採掘、および鉱山の開発または拡張、ならびに排出削減対策のない石炭火力発電所(詳細は表2を参照)。

- の汎用ファイナンス／保険)の両方に適用されます。
- C9.3. 新規石油・ガス拡張プロジェクトに関する新規プロジェクトファイナンス／保険の停止: 方針は、新たな石油・ガス拡張活動に関するプロジェクトに対して提供される新規の対象となる金融活動を、即時に停止することを約束するものとします。
- 本基準で対象となる新規石油・ガス拡張活動は、新規上流石油・ガスプロジェクト(探索、採掘、油・ガス田の開発または拡張)および金融機関の化石燃料移行方針の公表日以降に最終投資決定が必要となる新規液化天然ガス(LNG)インフラ¹⁶として定義されます。
 - 本基準は、資金使途が明確な新規の対象となる金融活動(例: 石油・ガスプロジェクトファイナンス／保険)のみに適用されます。
- C9.4. 新規石油・ガス拡張活動に関する企業への新規汎用ファイナンス／保険の停止: 方針は、石油・ガス拡張活動に関する企業に対して提供される新規の対象となる金融活動を、即時に、または遅くとも2030年までに停止することを約束するものとし、これには以下の活動を含むものとします。
- 本基準で対象となる新規石油・ガス拡張活動は、2030年以降に最終投資決定(FID)が必要となる新規上流石油・ガスプロジェクトおよび新規 LNGインフラと定義されます。
 - 本基準は、資金使途が不明な新規の対象となる金融活動(例: 化石燃料企業への汎用ファイナンス／保険)のみに適用されます。
 - 方針におけるコミットメントは、新規の一般目的のファイナンス／保険を停止する予定時期を明確に示すものとし、その効力は化石燃料移行方針の公表日から、または遅くとも2030年までに有効となるものとします。

推薦事項:

- R9.1. 2030年までの移行期間は示されていますが、ネットゼロへの移行を加速する緊急の必要性を考慮して、方針は、石油・ガスの新規開発活動に関する企業に提供される新規の対象となる金融活動を、可能な限り早期、あるいは即時に停止することを約束すべきです。
- R9.2. 助言型委託を受けている資産運用者は、顧客と連携して化石燃料移行方針に整合させることが推奨されます。
- R9.3. また、この方針には化石燃料セクターの取引先を移行させるためのエンゲージメント計画を含めるべきです。これには、企業への期待事項、エスカレーション戦略、施設ごとの閉鎖日を含む石炭の管理された段階的廃止計画、従業員の公正な移行計画¹⁷、そしてエンゲージメント関連の成果の進捗が含まれるべきです。

-
- FINZ-C10.** 森林破壊ゼロ: 重要と判断された場合、金融機関は、ポートフォリオにおける森林破壊に対処するためのエンゲージメント計画を公表するものとします。
-

金融活動:LND、AOI、AMI、INS、CMA
評価ステージ: 再審査

¹⁶LNG関連インフラ全体を含みます(例: 新規輸入・輸出ターミナル、LNG船、液体→ガス、ガス→液体施設、再ガス化ユニット、およびLNGバリューチェーン全体で必要となる圧縮、処理、貯蔵設備)。

¹⁷国際労働機関(ILO)が定めるガイドラインに従うべきです。新興国で事業を行う金融機関は、国連経済社会局(UNDESA)の開発政策委員会の指針も参照すべきです。

C10.1. 再審査時までに、[FINZ-C8](#)に従ってポートフォリオに重大な森林破壊エクスポージャーがあることを特定した場合、金融機関は森林破壊に対処するためのエンゲージメント計画を公表するものとします。この計画には以下の情報が含まれるものとします。

- 金融機関の森林破壊対応戦略の概要および行動のタイムライン。
- [FINZ-C18](#)に基づくエンゲージメント計画の進捗に関する公的開示：[進捗と目標更新](#)。

推奨事項：

- R10.1. エンゲージメント計画には、以下を含める必要があります。
- (i) ポートフォリオ法人に対する要件(例:森林破壊ゼロのコミットメント¹⁸を行うこと)
 - (ii) ポートフォリオ法人の森林破壊ゼロへの移行を支援する金融商品またはサービスの一覧。
- R10.2. 進捗報告には、金融機関の森林破壊方針を満たすポートフォリオ法人または金融エクスポージャーの割合と、そのステータスを判断するために使用した方法を含める必要があります。

FINZ-R2. 不動産方針に関する推奨事項：金融機関は、不動産資産に関する金融活動に対処するための方針を公表しなければなりません。

金融活動：*LND, AOI, AMI, INS, CMA*

- R2.1. 方針では、ゼロカーボン対応でない¹⁹新築建物に関わる新規金融活動²⁰を行わないことを約束すべきです。
- R2.2. 方針には、既存建物の改修に専念する金融活動の拡大、特に化石燃料設備の段階的廃止を含む規定を含めるべきです。
- R2.3. その方針は、公に入手可能でなければなりません。
- R2.4. 方針では、定期的な進捗報告の方法、頻度、手法を明示すべきです。

3.2: 目標設定

意図：金融機関は、ネットゼロを達成するために、ポートフォリオの気候整合またはセクター目標を公的かつ測定可能、期限付きで設定します。

¹⁸第3.2章の基準に基づき、対象となる金融活動への投資・融資などの金融エクスポージャーには、ポートフォリオ気候整合目標またはセクター別目標が適用されます。FLAG法人に対する気候整合性の定義には、森林破壊ゼロのコミットメントも含まれ、詳細は[表4.2](#)に示されています。

¹⁹ゼロカーボン対応建物とは、地域の評価制度に基づき高いエネルギー効率を有し、再生可能エネルギーを直接利用するか、2050年までに完全脱炭素化される電力や地域熱供給(IEA NZEなど)を利用する建物です。

²⁰SBTi建築基準と金融機関ネットゼロ基準の相互運用性については、セクションA.5を参照してください。

-
- FINZ-C11.** 非ポートフォリオ目標: 金融機関は、SBTiコーポレートネットゼロ基準やSBTiセクター基準における最新の適用される基準に従い、事業活動のスコープ1およびスコープ2排出量、ならびに該当する場合にはスコープ3カテゴリ1～14排出量について、短期目標および長期目標を設定するものとします。
-

評価ステージ: 初回審査、再審査

- C11.1. スコープ3カテゴリ1～14の排出目標は、金融機関の収益の95%未満が金融活動から得られる場合に設定対象となります。
- C11.2. 短期目標期間: 金融機関は、最大5年間の期間で目標を設定するものとします。すべての短期目標に対して、同一の目標年を使用するものとします。

-
- FINZ-C12.** ポートフォリオ短期目標: 金融機関は、適格な目標指標と目標設定方法のいずれかを使用して、対象範囲に含まれる各金融活動(すなわちスコープ3、カテゴリ15排出量)に対し、1つまたは複数の短期目標を設定するものとします。
-

金融活動: *LND*, *AOI*, *AMI*, *INS*

評価ステージ: 初回審査、再審査

- C12.1. 目標指標: 金融機関は、[表3](#)で認められているオプションに基づき、適格な気候整合性指標またはセクター指標のいずれかを使用して、目標を設定するものとします。選択した指標は、目標期間全体を通じて一貫して使用するものとします。
- C12.2. カバレッジ: 目標は、セグメントA、BおよびCの活動の100%を対象とし、さらにセグメントA、B、CおよびDの活動(金融またはGHG排出エクスポージャーの観点から)について、少なくとも67%を対象とするものとします。
- 67%の閾値がGHG排出量に基づいて算定される場合、スコープ3カテゴリ15の排出量について、全範囲(すなわち対象となるすべてのエクスポージャー)のインベントリを提供するものとします。
- C12.3. 野心: 金融機関は、ポートフォリオ気候整合性評価目標については[表4.3](#)に示された野心水準を満たすかそれ以上とし、セクター目標については[表4.3 : セクター別要件](#)に定められた目標設定手法を用いて示されている最低限の目標野心水準を満たす目標を設定しなければなりません。
- 審査のためにSBTiに提出された時点ですでに達成されている目標は、受理されません。そのような場合、金融機関は、[表3](#)で指定されている次期マイルストン年度によって要求される野心レベルを満たすか上回る目標を設定するものとします。
- C12.4. 期間: 金融機関は、目標が妥当性審査のために提出される年から5年以内の到達を目指した短期目標を設定するものとします。金融機関は、すべての短期目標について、同じ目標年度を使用するものとします。
- C12.5. 審査できるよう、目標は集計レベルで、かつ[表3](#)の各関連セグメントごとに設定するものとします。

推奨事項:

- R12.1. 金融機関は、排出量の多いセクターに関わるすべての対象金融活動について、短期的なポートフォリオの気候整合性目標および短期的なセクター目標を設定すべきです。
- R12.2. また、関連がある場合には、個人向け自動車保険および住宅保険(対象外であっても)について、少なくとも1つの短期目標を設定すべきです。²¹金融機関は、セグメントDの目標オプションおよび野心レベルに従って、当該目標を設定することができます。
- R12.3. 関連がある場合には、対象となるキャピタルマーケット活動について、少なくとも1つの短期目標を設定すべきです。金融機関は、短期目標期間中に、CMAポートフォリオの気候整合性やセクター目標について、累積ベースで報告することができます。²²

FINZ-C13. ポートフォリオ長期目標: 金融機関は、対象範囲内の各金融活動について、一つの長期ネットゼロ整合目標を設定するものとします。

金融活動: LND, AOI, AMI, INS

評価ステージ: 初回審査、再審査

- C13.1. 目標指標: 金融機関は、[表4.1](#)に記載される気候整合性指標(FINZ.Metric.2)を使用して目標を設定するものとします。
- C13.2. カバレッジ: 目標は、すべてのセグメント(A、B、CおよびD)の活動の100%を対象とするものとします。
- C13.3. 野心: 「気候整合目標」の長期的な野心的目標水準は、[表4.2](#)で定義されている「求められるネットゼロ状態」で事業を運営している取引先に対する金融活動の割合を、少なくとも95%に到達させるものとします。
- C13.4. 期間: 目標年は、ネットゼロ目標年のコミットメントと整合し、2050年またはそれ以前とするものとします。
- C13.5. 審査できるよう、目標は集計レベルで、かつ[表3](#)の各関連セグメントごとに設定するものとします。

推奨事項:

- R13.1. 金融機関は、もし関連する場合、個人向けの自動車保険および家財保険(住宅所有者保険)について、長期気候整合目標一つ設定する必要があります。金融機関は、[表3](#)に示されたセグメントDの目標オプションおよび野心レベルに従って、当該目標を設定することができます。
- R13.2. 金融機関は、もし関連する場合、対象範囲内のCMAについて、長期気候整合目標一つ設定する必要があります。金融機関は、目標期間全体にわたる累積ベースで、CMAの気候整合性を報告することができます。ただし、公に開示され、目

²¹個人向け保険の排出削減は、多くの場合、税制優遇、補助金制度、公共交通機関や再生可能エネルギーの開発に関する国の優先施策など、国の規制の結果である場合があります。個人向け保険ラインに対する特定の目標は、特に脆弱な低所得層に対する補償を制限する可能性があり、公正な移行の原則や保険の保護的役割と矛盾する場合があります。そのため、個人向け保険ラインの目標は任意となります。

²²例えば、金融機関は、CMAの気候整合性を以下の式を用いて報告することができます。
(「移行中」または「ネットゼロ状態」にある顧客向けに、基準年から報告期間にかけて発行された金額) / (基準年から報告期間にかけて、すべての顧客向けに発行された金額)。ただし、顧客の気候整合性ステータスは、その選択肢が公に開示され、目標期間全体を通して一貫して使用される限りにおいて、各CMAの時点または報告期間の終了時点のいずれかで評価することができます。

標期間全体を通して一貫して使用される限りにおいて、顧客の気候整合性ステータスは、各CMAの時点または報告期間の終了時点のいずれかで評価することができます。

3.3: 中和と金融機関のネットゼロ状態

意図: 金融機関のポートフォリオのGHG排出量がネットゼロ状態に達し、残余排出量が中和されます。

-
- FINZ-C14.** **金融機関のネットゼロ状態:** 金融機関は、ネットゼロ目標年度までに、ポートフォリオ内の取引先がネットゼロ排出量の状態を達成することを確実にするものとします。これには、スコープ1、スコープ2、スコープ3排出量をゼロまたは残余レベル²³まで削減すること、および残余排出量を中和することが含まれます。
-

金融活動:*LND, AOI, AMI, INS*

評価ステージ: 短期目標年

- C14.1. 取引先は、最新のSBTi企業ネットゼロ基準で適用される基準に従って、残余排出量を中和しなければなりません。

3.4: 方針と目標の伝達

意図: 金融機関は、一貫性があり、透明性の高い、信頼できる方法で方針と目標を伝達します。

-
- FINZ-C15.** **方針と目標の伝達:** 金融機関は、本基準で指定された要件に従って、方針および目標を透過的に伝達するものとします。
-

金融活動:*LND, AOI, AMI, INS, CMA*

評価ステージ: 初回審査、再審査

- C15.1. 目標の定式化は、[附属書B「目標文言テンプレート」](#)で定められた文言に従って提出するものとします。
- C15.2. 金融機関は、目標がSBTiによって正式に認定されてから6か月以内に、目標を公表するものとします。公表される目標文言は、審査済みの目標定式化と整合しているものとします。SBTi認定の決定を受けてから6か月以内に目標が公表されなかった場合、その目標は無効となります。つまり、目標を公表するためには、審査プロセスを再度経る必要があります。

3.5: 目標の見直しと有効性

意図: 金融機関は、重要な変化が発生した場合に目標を再度算定し、目標の正確性と妥当性が確保されるようにします。

²³排出量とは、[表4.1](#)のFINZ Metric.1に従い、「対象範囲内のすべての金融活動に起因する総GHG排出量」を指します。取引先の残余排出量の水準は、[表4.3](#)または最新のSBTi企業ネットゼロ基準に記載されたセクター別ネットゼロのベンチマーク水準、またはその両方に基づいて定義されます。

FINZ-C16. 目標見直しのトリガー：金融機関は、重大な組織変更が発生した場合に目標を再度算定すること、およびSBTiの審査サイクルと方遵守することを約束するものとします。

金融活動：*LND*、*AOI*、*AMI*、*INS*

評価ステージ：初回審査、再審査

C16.1. 金融機関は、既存の認定目標を損なう可能性のある重大な変更があった場合、目標を再度算定し、再審査のために提出することを約束するものとします。以下の変化がある場合、金融機関の目標が再度算定されます：

- スコープ1およびスコープ2の排出量、ならびに目標でカバーされるスコープ3のカテゴリ1～14排出量が、金融機関の基準年排出量から大きく変化した場合。
- 企業構造または事業活動における重要な変化（例：買収、売却、合併、内製化、外注化）。
- 目標設定時に使用された予測や仮定におけるその他の重要な変更があった場合。
- 基準年の評価、データソース、または算定手法に対する大幅な修正、あるいは目標設定に使用するデータの変更（例：重大な誤り、または累積的に見て重大と判断される複数の誤りが判明した場合）。

C16.2. 金融機関は、組織の基準年総排出量(tCO₂e)の累積変化が5%以上と定義される、SBTiの再度算定に関する重要性閾値に従うものとします。

4.進捗状況の評価と伝達

背景:気候方針、GHG排出量、目標に対する進捗を明確に伝えることは、ステークホルダーに有益な情報を提供するとともに、透明性を通じて信頼性を構築します。

4.1:報告

意図:金融機関は、毎年、目標に対する進捗を公に報告し、アカウンタビリティと透明性を高めます。

FINZ-C17. 報告:金融機関は、毎年、目標に対する進捗を公に報告することを約束するものとします。

金融活動:*LND, AOI, AMI, INS, CMA*

評価ステージ:初回審査、再審査

C17.1. 金融機関は、対象範囲内の金融活動ごとに、以下に概説された情報を、毎年、個別かつ公に報告することを約束するものとします。

- セグメントA、B、Cにおける総GHG排出量インベントリー([FINZ-C6](#)に基づく)および使用されたGHG会計手法、仮定、データソース、基礎データのデータ品質スコア(FINZ-C6.6に従う)を含む情報を、以下のとおり区分して報告します:
 - スコープ1+2およびスコープ1+2+3のポートフォリオレベルGHG排出量。
 - 炭素除去、炭素クレジット、回避排出量(該当する場合)。
 - 化石燃料関連排出量、およびデータ品質が許す範囲でのメタン排出量(CH₄)。
- 気候整合性およびセクター別指標の評価(該当する場合)、[FINZ-C7](#)で定義されているとおり、気候整合性評価に使用された気候整合性評価手法の内訳を含む。
- 2030年(遅くとも)以降、対象となるすべての金融活動(セグメントA、B、C、D)について、GHG排出量インベントリおよび気候整合性評価の範囲と品質を段階的に拡大し、最終的に「未評価」区分をなくした完全な評価を行うこと。
- 対応する金融エクスポートジャーランクを含む、クリーンエネルギー対化石燃料の金融エクスポートジャーランク比率([FINZ-C8](#)に基づく)。
- 森林破壊エクスポートジャーランクは[FINZ-C8](#)に準拠します。

C17.2. 金融機関は、初回審査に続く年から、年次の進捗報告を開始することを約束するものとします。

推奨事項:

- R17.1. 金融機関は、排出量帰属報告を通じて、ポートフォリオ排出量の変化の要因を、毎年、公に開示すべきです。推奨帰属要因²⁴には以下が含まれます:
a) ポートフォリオの取引先の報告済み排出量の変化、b) ポートフォリオの再配分や新しい資産クラスの導入による変化、c) 手法の調整による変化、または企業

²⁴例は、[NZAOA \(2023年\)](#): Understanding the Drivers of Investment Portfolio Decarbonizationを参照

価値の変化(現金やデータのカバレッジを含む。例:データ品質の改善や温室効果ガス(GHG)算定方法の更新によるもの)。

- R17.2. 金融機関は、可能な場合、第三者による限定保証付きのデータを使用すべきです。
- R17.3. FINZ-C17.1における気候整合性およびセクター指標の評価については、金融機関は、サブ資産クラスや事業ラインごとの評価内訳を提供すべきです。

4.2: 進捗評価と目標更新

意図: 金融機関は、各目標サイクルの終了時に目標に対する進捗を評価・公表し、ネットゼロに関するベンチマークに照らしてパフォーマンス水準を評価するとともに、まだネットゼロの状態に達していない場合は新たな目標を設定します。

-
- FINZ-C18.** **進捗と目標更新:** 金融機関は、短期目標期間の終了時に、審査済みの目標に対する進捗を評価し、必要に応じて新たな目標を設定し、審査のために再度提出するものとします。
-

金融活動:*LND*、*AOI*、*AMI*、*INS*、*CMA*

評価ステージ:再審査

- C18.1. 金融機関は、短期目標の期間が終了してから12か月以内に、認定目標に対する進捗を評価し、公に開示するものとします。
- C18.2. 金融機関は、目標を再提出する時点で適用される、最新の該当基準に従って、次の目標サイクルに向けた目標を提出し、再審査を受けるものとします。

5.SBTiに関連した主張

背景:この章では、科学的根拠に基づく目標設定およびSBTi認定に関する主張を裏付けるための一般基準を紹介します。目的は、金融機関が気候目標の設定および目標進捗に関する主張を裏付け、自身の取り組み状況を明確かつ信頼性のある方法で伝えることです。

意図:金融機関は、本基準の実施に関するすべての主張(目標の達成に関するものを含む)が、正確で審査可能であり、高い信頼性基準および適用される規制に準拠していることを確保しなければなりません。

FINZ-C19. SBTiに関連した主張:金融機関は、すべての主張が、正確、透過的、審査可能であり、本基準およびSBTi方針における基準と確實に整合するようにするものとします。

金融活動:*LND*、*AOI*、*AMI*、*INS*、*CMA*

評価ステージ:初回審査、再審査

- C19.1. 金融機関は、SBTiコミュニケーションガイダンス、主張、ブランド、審査に関する方針を含む(ただし、これらに限定されない)、すべての関連するSBTi方針および手続きを常に遵守するものとします。
- C19.2. 金融機関が行う主張は、[FINZ-C15](#)に定められた目標文言に従い、適切な表現を用いて、その金融機関の適合状況を正確に伝達するものとします。
- C19.3. 金融機関は、すべての主張が、正確、審査可能、かつ透過的であることを確實にするものとします。その際、ステークホルダーを誤解させたり、金融機関の気候関連の野心、進捗、または実績を偽って伝える可能性のある表現は避けるものとします。
- C19.4. すべての主張内容は、関連性があり審査可能な証拠によって完全に裏付けられるものとし、これらの証拠は透明性の確保を目的として、SBTi、第三者機関または規制当局からの要請に応じて閲覧可能にするものとします。

推奨事項

- R19.1. 主張を行う際には、「[ISEAL 持続可能性主張に関するグッドプラクティスガイド](#)」を参照すべきです。

基準参照表

表1.1～1.5: 金融活動の分類([FINZ-C3](#)の場合: ポートフォリオバウンダ)

表1.1: 融資	
金融エクスポート指標: 貸出枠、ローン金額、またはデフォルト時のエクスポート	
対象範囲	
セグメント ^a	サブ資産クラス
A	<ul style="list-style-type: none"> 化石燃料セクターに属する上場企業および非上場企業、ならびに中小企業(SME)向けの長期・短期ローン^b 化石燃料プロジェクトファイナンス
B	<ul style="list-style-type: none"> 他の排出集約型セクターに属する上場企業および非上場企業向けの長期・短期ローン 新築建物向け不動産プロジェクトファイナンス 他の排出集約型セクター向けプロジェクトファイナンス 商業用不動産資産向け長期ローン
C	<ul style="list-style-type: none"> 他のセクターに属する上場企業および非上場企業向けの長期・短期ローン 他のセクター向けプロジェクトファイナンス(例: インフラプロジェクト・資産)
D	<ul style="list-style-type: none"> 消費者向けローン: 住宅ローン、生涯ローン、自動車ローン 非化石燃料セクターに属する上場企業および非上場SME向けの長期・短期ローン 既存建物向け不動産プロジェクトファイナンス 商業用不動産資産向け短期ローン
対象範囲外	
<ul style="list-style-type: none"> 運用上の排出がない資産に関連するローン(例: 土地や完全に空室の建物) その他の消費者向けローン 国際機関、国家、準国家(地方自治体を含む)、政府および政府機関向けローン マージン型および証券担保型融資 	
その他の要件	
<p>^a セグメントA、B、C、Dにおける関連セクターは、表2に定義されています。</p> <p>^b 本表では、短期は1年以下、長期は1年超と定義されています。</p>	

表1.2:アセットオーナー投資

金融エクスポート指標:所有資産または管理下資産

対象範囲			
セグメント ^a	投資経路 ^b	サブ資産クラス	
A	直接投資および資産に投資するファンドを通じた投資	<ul style="list-style-type: none"> 化石燃料セクターに属する上場企業および中小企業(SME)の上場株式(普通株および優先株) 化石燃料セクターに属する上場企業およびSMEの社債 化石燃料セクターに属する非上場企業および中小企業(SME)のプライベート・エクイティ、ベンチャーキャピタル、およびプライベート・デット(株式または債券) 化石燃料プロジェクトファイナンス 	
B		<ul style="list-style-type: none"> 他の排出集約型セクターに属する上場企業および中小企業(SME)の上場株式 他の排出集約型セクターに属する上場企業および中小企業(SME)の社債 他の排出集約型セクターに属する非上場企業および中小企業(SME)のプライベート・エクイティ、ベンチャーキャピタル、および株式または債券で、25%以上の所有権および取締役席を有するもの^c 新築建物向け不動産プロジェクトファイナンス 他の排出集約型セクター向けプロジェクトファイナンス 不動産資産への株式または債務投資 	
C		<ul style="list-style-type: none"> 他のセクターに属する上場企業および中小企業(SME)の上場株式 他のセクターに属する上場企業および中小企業(SME)の社債 他のセクターに属する非上場企業および中小企業(SME)のプライベート・エクイティ、ベンチャーキャピタル、および株式または債券で、25%以上の所有権および取締役席を有するもの^c 他のセクター向けプロジェクトファイナンス(例:インフラプロジェクト・資産) 	
D		<ul style="list-style-type: none"> 他のセクターに属する非上場企業および中小企業(SME)のプライベート・エクイティ、ベンチャーキャピタル、および株式または債券で、25%未満の所有権および取締役席を有するもの^c 不動産資産を担保とする証券化固定利付債(資産担保証券、住宅ローン担保証券、カバードボンドを含む) 既存建物向け不動産プロジェクトファイナンス 	
対象範囲外			
<ul style="list-style-type: none"> 運用上の排出がない資産への投資(例:土地または完全に空室の建物) 			

- 銀行のトレーディングブックで保有される投資
- 基礎資産の開示が投資戦略を無効にするファンド経由の投資(例:一部のヘッジファンド)
- 國際機関、國家、準國家(地方自治体を含む)、政府、および政府機関の債券(直接保有またはファンド経由)
- 不動産資産を担保としない証券化固定利付債
- 現金および現金同等物(商業手形、預金証書、定期預金、銀行為替手形、短期リポ取引など)
- 金融デリバティブ(例:先物、オプション、スワップ)
- コモディティ取引

その他の要件

^a セグメントA、B、C、Dにおける関連セクターは、[表2](#)に定義されています。

^b F対象範囲内の投資で、資産オーナー自身によって管理されるもの、またはアドバイザリー契約または執行のみの委任契約に基づき資産運用会社を通じて管理されるものについては、基礎となる法人、プロジェクトおよび資産に対して目標を設定するものとします。

対象となる投資が裁量型委託契約を締結した資産運用者によって運用される場合、目標は、基礎となる法人、プロジェクト、資産、または資産運用者に設定されるものとします([表4.2「金融仲介機関」](#)参照)。

^c F金融機関は、当該サブ資産クラス内で、投資後最大24か月の間に「移行中」「気候変動ソリューション」「ネットゼロ状態」として分類されていないポートフォリオ企業を除外することができます。

表1.3:アセットマネージャー投資

金融エクスポート指標:運用資産		
対象範囲		
セグメント ^a	投資経路 / 委託契約 ^b	サブ資産クラス
A		<ul style="list-style-type: none"> 化石燃料セクターに属する上場企業および中小企業(SME)の上場株式(普通株および優先株) 化石燃料セクターに属する上場企業およびSMEの社債 化石燃料セクターに属する非上場企業および中小企業(SME)のプライベート・エクイティ、ベンチャーキャピタル、およびプライベート・デット(株式または債券) 化石燃料プロジェクトファイナンス
B	裁量型委託契約を通じて行われる直接投資および資産に投資するファンド経由の投資	<ul style="list-style-type: none"> 他の排出集約型セクターに属する上場企業および中小企業(SME)の上場株式 他の排出集約型セクターに属する上場企業および中小企業(SME)の社債 他の排出集約型セクターに属する非上場企業および中小企業(SME)のプライベート・エクイティ、ベンチャーキャピタル、および株式または債券で、25%以上の所有権および取締役席を有するもの^c 新築建物向け不動産プロジェクトファイナンス 他の排出集約型セクター向けプロジェクトファイナンス 不動産資産への株式または債務投資
C		<ul style="list-style-type: none"> 他のセクターに属する上場企業および中小企業(SME)の上場株式 他のセクターに属する上場企業および中小企業(SME)の社債 他のセクターに属する非上場企業および中小企業(SME)のプライベート・エクイティ、ベンチャーキャピタル、および株式または債券で、25%以上の所有権および取締役席を有するもの^c 他のセクター向けプロジェクトファイナンス(例:インフラプロジェクト・資産)
D	裁量型委託契約を通じて行われるファンド・オブ・ファンドズ(すなわち、ファンドに投資するファンド)経由の投資	直接投資および資産に投資するファンド経由の投資と同じサブ資産クラスで裁量型委託契約を通じて行われる投資ルート／契約

	助言型委託を通じて、直接投資、ファンド経由、またはファンド・オブ・ファンズ経由で行われる投資 ^d	
対象範囲外		
<ul style="list-style-type: none"> ● 運用上の排出がない資産への投資(例:土地または完全に空室の建物) ● 資産オーナーのために、執行のみ委託契約を通じて行われる投資 ● 銀行のトレーディングブックで保有される投資 ● 基礎資産の開示が投資戦略を無効にするファンド経由の投資(例:一部のヘッジファンド) ● 國際機関、國家、準國家(地方自治体を含む)、政府、および政府機関の債券(直接保有またはファンド経由) ● 不動産資産を担保としない証券化固定利付債 ● 現金および現金同等物(商業手形、預金証書、定期預金、銀行引受手形、短期リポ取引を含む場合があります) ● 金融デリバティブ(例:先物、オプション、スワップ) ● コモディティ取引 		
他の要件		
<p>^a セグメントA、B、C、Dにおける関連セクターは、表2に定義されています。</p> <p>^b 裁量型委託契約は、第三者から事前承認を求めることなく、金融機関が投資判断(例:ファンド、指数、証券の選定)を裁量で行うことを認められている場合に適用されます。助言型委託は、金融機関が第三者の指示または承認に基づき、第三者のために助言を行い投資を実行する場合に適用されます。これには、金融機関が第三者に選択肢として提供するファンドを選定するものの、その後の投資判断(例:ファンド、指数、証券の選定)に対しては一切の裁量権を持たない場合も含まれます。</p> <p>執行のみ委託契約は、金融機関が投資指示の執行のみを行い、投資判断に関与しない場合に適用されます。</p> <p>^c 金融機関は、当該サブ資産クラス内で、投資後最大24か月の間に「移行中」「気候変動ソリューション」「ネットゼロ状態」として分類されていないポートフォリオ企業を除外することができます。</p> <p>^d 対象となる助言型委託による投資については、目標は、基礎となる事業体、プロジェクトおよび資産、または投資委託を行う資産オーナーのいずれかに設定するものとします(表4.2「金融仲介機関」を参照)。より大きな金融機関グループに属する資産運用会社を「移行中」とみなす場合、当該金融機関グループの目標は当該資産運用会社を対象に含むものとします。</p>		

表1.4: 保険引受

金融エクスポート指標: 引受保険料総額

対象範囲		
セグメント ^a	保険のタイプ	事業分野 ^b
A		<ul style="list-style-type: none"> 化石燃料セクターの対象バリューチェーン活動^cに直接関連する明確に特定された資産を含む、上場および非上場企業、中小企業(SME)向けの商業保険 化石燃料プロジェクト保険
B	一次保険および再保険(随意契約および契約条項)、キャブティブ保険—ブローカーを介する場合および介さない場合の両方	<ul style="list-style-type: none"> その他の排出集約型セクターの対象バリューチェーン活動に直接関連する明確に特定された資産を含む、上場および非上場企業向けの商業保険 新築建物向け不動産プロジェクト保険 その他の排出集約型セクター向けプロジェクト保険
C		<ul style="list-style-type: none"> その他のセクターの対象バリューチェーン活動に直接関連する明確に特定された資産を含む、上場および非上場企業向けの商業保険 他セクターにおけるプロジェクト保険
D		<ul style="list-style-type: none"> 非化石燃料セクターに属する上場企業および非上場の中小企業(SME)を対象とする商業保険、ならびに他セクターの対象のバリューチェーン活動に直接関連する明確に特定された資産に対する商業保険 既存建物向け不動産プロジェクト保険
対象範囲外		
<ul style="list-style-type: none"> 基礎的な活動または関連資産に運用上の排出が存在しない保険(例: 土地や完全に空室の建物) 公共機関(例: 政府機関や自治体)が購入する保険契約 構造化貿易信用保険 保証保険(ただし、プロジェクト保険保証を除く) 生命保険、医療保険、傷害保険、年金制度 ユニット・リンク型契約 資本市場を通じたオルタナティブ再保険資本(保険リンク証券／担保付き再保険など)。例: カタストロフィ・ボンド、サイドカー、インダストリー・ロス・ワランティ 保険会社による社内フロンティング取引 レトロセッション: 再保険会社間で締結される再再保険契約 法定／義務付けられた保険種目 個人向け保険 		
その他の要件		

^a セグメントA、B、C、Dにおける関連セクターは、[表2](#)に定義されています。

^b 商業保険の補償範囲には、責任/損害保険、財産保険、商業用自動車保険、海上保険、航空保険、農業保険、政治リスク一次保険、商業用エンジニアリング保険、金融関連保険(例: 取締役・役員責任保険(D&O)、専門職賠償責任保険)、および条約再保険業務などが含まれますが、これらに限定されません。

プロジェクト保険には、建設オールリスク保険(CAR)、据付オールリスク保険(EAR)、固有欠陥保険(IDI)、保証保険、その他の対象となる工事保険種目が含まれますが、これらに限定されません。

^c 対象活動に直接関連する明確に特定された資産とは、その活動を直接的に可能にし、その成果に不可欠な資産を指します。例えば、石油・ガスセクターでは、掘削、坑井仕上げ、生産資産のほか、企業本社、既存油田を対象とするLNGターミナル、温室効果ガス(GHG)モニタリング、会計サービス、その他の間接的に関連する資産などが該当します。

表1.5: キャピタルマーケット活動

金融エクスポージャー指標: 発行額

対象範囲	
セグメント ^a	サブ資産クラス
A	<ul style="list-style-type: none">化石燃料セクターにおける株式証券の発行(新規株式公開(IPO)、希薄化を伴う追加公募、私募)化石燃料セクターにおける債券証券の発行(公募、私募)化石燃料プロジェクトファイナンス証券の発行
B	<ul style="list-style-type: none">その他の排出集約型セクターにおける株式証券の発行その他の排出集約型セクターにおける債券証券の発行新築建物向け不動産プロジェクトファイナンス証券の発行その他の排出集約型セクター向けプロジェクトファイナンス証券の発行
C	<ul style="list-style-type: none">その他のセクターにおける株式証券の発行その他セクターにおける債券の発行その他のセクター向けプロジェクトファイナンス証券の発行
D	<ul style="list-style-type: none">コマーシャル・ペーパーの発行不動産資産を裏付けとする証券化固定利付証券の発行既存建物向け不動産プロジェクトファイナンス証券の発行
対象範囲外	
<ul style="list-style-type: none">特別買収目的会社(SPAC)の新規株式公開(IPO)国際機関、国家、準国家(地方自治体を含む)、政府、政府機関による債券の発行不動産資産を裏付けとしない証券化固定利付証券の発行	

- 資本市場を通じたオルタナティブ再保険資本
(保険リンク証券／担保付き再保険など)の発行。例:カタストロフィ・ボンド、サイドカー、インダストリー・ロス・ワランティ
- 金融デリバティブ(例:先物、オプション、スワップ)の発行
- セカンダリーマーケットでの取引(すなわちセカンダリー・オファリング)
- アドバイザリー業務(例:合併・買収(M&A))

他の要件

^a セグメントA、B、C、Dにおける関連セクターは、[表2](#)に定義されています。

表2:排出量の多いセクターおよびそれに対応する関連バリューチェーン活動の一覧(本基準全体でセグメントA、B、C、Dを参照するすべての基準に適用)

セクターグループ	セクター属性	セグメント	関連するバリューチェーン活動
エネルギー	化石燃料 – 石炭	A	<p>石炭バリューチェーンには、少なくともすべての一般炭グレード²⁵における探査、採掘、および鉱山の開発または拡張、ならびに排出削減対策のない²⁶石炭火力発電所を含むものとします。²⁷</p> <p>石炭のバリューチェーンには、原料炭の全グレードに関する探査、採掘、鉱山の開発または拡張、鉱業サービス、専用輸送・物流、加工、保管、取引、コークス製造、石炭ガス化、原料生産、助言サービス、ロビー活動、そして(石炭を使用する)排出削減型発電所も含めるべきです。</p> <p>石炭企業は、グローバル炭イグジットリストに掲載されている企業および／または石炭バリューチェーンからの収益が10%以上の企業として特定されます。金融機関は、原料炭イグジットリストに記載されている企業も含めるべきです。</p> <p>金融機関は、石炭バリューチェーンから得られる収益の10%以上を占める石炭プロジェクトに対して、融資または保険を提供する場合、そのプロジェクトを定義するものとします。</p>
			<p>石油・ガスのバリューチェーンには、少なくとも以下を含むものとします。探査、採掘(炭層メタンを含む)、油田・ガス田の開発または拡張、ならびに液化天然ガス(LNG)インフラ。</p> <p>石油・ガスのバリューチェーンには、原料生産、加工、輸送、流通、ターミナル、保管、ガス・トゥ・リキッド(GTL)、精製、取引、マーケティング、助言サービス、ロビー活動、小売も含めるべきです。</p> <p>石油・ガス企業は、グローバル石油・ガスイグジットリストに掲載されている企業(国営石油会社、すなわち国家が全額または過半数出資している企業を含む)および／または石油・ガスバリューチェーンからの収益が10%以上の企業として特定されます。国営石油会社も含みます。</p> <p>金融機関は、石油・ガスバリューチェーンから得られる収益の10%以上を占める石油・ガスプロジェクトに対して、融資または保険を提供する場合、そのプロジェクトを定義するものとします。</p>
	電力	B	電力。
	航空輸送	B	旅客航空会社および貨物航空会社、航空関連サービス。

²⁵原料炭グレードは海運煙炭および低～中揮発性の揮発性瀝青炭(固定炭素含有率69%以上)としてのみ定義するものとします。使用される石炭の等級に関するデータが入手できない場合、その石炭等級は一般炭のものとみなします。

²⁶削減とは、発電資産における削減前の直接排出量(スコープ1および2)と比較して少なくとも90～95%の削減を指します。炭素回収を考慮する場合には、耐久的な貯留と組み合わせるものとし、原油増進回収法(EOR)や、化石燃料の採掘および生産能力の継続を可能にするその他のプロセスを支援することはできないものとします。

²⁷石炭を燃料としていかなる形態または割合で使用する発電所は、石炭火力発電所とみなされます。

	陸上輸送	B	旅客および貨物輸送(道路および鉄道)、物流サービスプロバイダー、運送会社、郵便会社、道路車両メーカー、自動車部品メーカー。
工業	セメント	B	セメントおよびセメント系製品の生産。
	鉄鋼	B	製鉄(焼結、溶鉱炉、酸素転炉、鋳造、直接還元鉄、酸素プラント、石灰生産、ペレット化、ボイラーより発電所(余剰ガス)、還元炉、電気アーク炉、二次製錬)、熱間圧延、輸入による発電、H ₂ ／合成ガスの生産、コークス製造、輸出ガスからの排出。
不動産	住宅建築および商業建築	BとD	住宅建築:消費者／個人が使用する新築または既存の住宅建物の所有、開発、管理、または資金提供／保険。 商業建築:単世帯住宅や集合住宅以外のすべての建物タイプを対象とする新築または既存の商業建物の所有、開発、管理、または資金提供／保険。
森林・土地・農業 FLAG(供給側 および需要側)	FLAGセクター	B	FLAG関連の排出量がスコープ1、2、3全体の排出量の20%以上を占める企業、または以下のFLAG指定セクターに属する企業: <ul style="list-style-type: none">● 森林および紙製品:林業、木材、パルプ・紙、ゴム。● 食料生産:農作物生産。● 食料生産:動物由来製品。● 食品および飲料の加工。● 食品および生活必需品小売。● たばこ。

表3：目標の要件（FINZ-C13ポートフォリオ短期目標およびFINZ-C14ポートフォリオ長期目標）

セグメント	2030年のマイルストーン	2035年のマイルストーン ^a	2040年のマイルストーン	ポートフォリオのネットゼロ状態（ 2050年まで） ^b
最低限の野心的目標（LND、AOI、AMI、INSには必須 CMAには推奨）				
A（化石燃料－石炭^c） (このセグメントの100%を目標対象範囲に含めるものとします)	<ul style="list-style-type: none"> セクター指標FINZ.1aまたはFINZ.1bを使用したセクター目標により段階的廃止を実施: <ul style="list-style-type: none"> 経済協力開発機構（OECD）加盟国では2030年末までに。および 世界全体では2040年末までに^d 			対象となる金融活動は残存しないものとする
A（化石燃料－石油およびガス） (このセグメントの100%は、目標対象範囲に含める必要があります)	<ul style="list-style-type: none"> 基準年から目標年にかけて、線形パスに沿った、またはそれ以上の気候整合性（%）: <ul style="list-style-type: none"> 2035年までに先進国^eで95%以上 2035年までに新興国で85%以上 Sector metric-FINZ.2を使用したセクター目標 	<ul style="list-style-type: none"> 先進国^eでは95%以上の気候整合、および <ul style="list-style-type: none"> 新興国では85%以上 Sector metric-FINZ.2を使用したセクター目標 	<ul style="list-style-type: none"> 先進国^eおよび新興国の双方で95%以上の気候整合性を達成 Sector metric-FINZ.2を使用したセクター目標 	ネットゼロ達成状態にある取引先への金融エクスポージャーが95%以上
B、C (これらのセグメントの100%を目標対象範囲に含めるものとします)	<ul style="list-style-type: none"> 基準年から目標年にかけて、線形パスに沿った、またはそれ以上の気候整合性（%）: <ul style="list-style-type: none"> 2040年までに先進国^eで95%以上 2040年までに新興国で85%以上 セグメントBのみ: Sector metric-FINZ.3-10を使用したセクター目標 		<ul style="list-style-type: none"> 先進国^eでは95%以上の気候整合、および <ul style="list-style-type: none"> 新興国では85%以上 セグメントBのみ: Sector metric-FINZ.3-10を使用したセクター目標 	ネットゼロ達成状態にある取引先への金融エクspoージャーが95%以上

D	<ul style="list-style-type: none"> セグメントA、B、C、およびDの少なくとも67%（金融エクスポートまたは排出量ベース）が既に短期目標でカバーされている場合、セグメントDに対して短期目標を設定することは任意です。 <ul style="list-style-type: none"> そうでない場合は、セグメントDの一部を短期目標でカバーし、67%の閾値に到達するまで継続する必要があります。 セグメントDの短期目標は、セグメントDの2040年マイルストーン列における最低限の野心レベルに沿って、セグメントBおよびCで利用可能な目標オプションを使用するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 基準年から目標年にかけて、線形パスに沿った、またはそれ以上の気候整合性(%)： <ul style="list-style-type: none"> 2050年までに先進国^eで95%以上 2050年までに新興国で85%以上 	<p>ネットゼロ達成状態にある取引先への金融エクスポートが95%以上</p>
その他の要件			
セクター目標は、Sector metrics-FINZ.1-10を使用し、 表4.3 に定義されています。			
^a 例外として、再保険契約のうちトリーティ再保険契約は、2029年までの目標提出に関するセクション3.2の目標基準から除外されます。2030年以降は、目標の提出または再審査の際に必須要件となります。			
^b 取引先レベルでのネットゼロ状態は、 表4.2 の該当列に定義されています。			
^c 段階的廃止からは、以下のものを除外することができます。金融活動は以下の場合を含みます：			
(i) 生産活動および能力の恒久的な廃止に充てられる場合、(ii) カーボンキャップチャを組み合わせた化石燃料プロジェクト／インフラの削減に充てられる場合で、耐久的な貯留を伴い、増進型石油回収やその他の継続的な化石燃料採掘・生産能力開発を助長しない場合、(iii) 国内法または規制によって要求される場合。			
^d 完全なフェーズアウトの年が目標提出の年から5年以上先である場合、金融機関は、石炭セクターで対象範囲にある金融活動について、短期セクターフェーズアウト目標も設定するものとします。例えば、金融機関が2025年にネットゼロ目標を掲げ、2030年までに石炭関連事業を段階的に廃止する場合、石炭関連の金融エクスポートや温室効果ガス排出量を削減するための別個の短期セクター目標を設定する必要はありません。			
^e 先進国および新興国（すなわち「現在開発中の国」または「経済が移行中の国」）は、 国連事務局経済社会局 の分類および各法人、プロジェクト、または資産の本社所在地に基づき定義されます。地域的な差異化が用いられない場合、先進国向けの野心的目標が適用されます。			

表4.1～4.3:ポートフォリオレベルの指標、気候整合性の定義およびセクター別要件

表4.1は、本基準でポートフォリオ・レベルにおいて使用される指標と、それに対応するネットゼロ整合型ベンチマークを示しています。

表4.2は、ポートフォリオ内の各取引先タイプに対して整合性がどのように定義されるかを概観しています。ポートフォリオレベルでの気整合性は、気候適合型の実体経済法人、プロジェクト、および資産(総称して「取引先」)に割り当てられた総金融活動の割合を測定します。気候整合性とは、金融機関によって支援される取引先が、1) 移行中であるのか、2) 気候変動ソリューションであるのか、3) すでにネットゼロ経済に求められる排出パフォーマンス水準に移行済み(すなわちネットゼロ状態)であるのか、その度合いを示すものです。法人の気候整合性は、特定のプロジェクトや物理的資産の気候整合性とは異なる方法で評価されます。したがって、気候整合金融活動の3つのカテゴリは、取引先のタイプごとに適用方法が異なります。

表4.3には、関連する指標、目標設定方法、および排出量集約型セクターの参照経路が記載されています。参照経路は、セクター別の目標を設定する際に使用でき、これらの目標はSBTi 金融機関ネットゼロ基準目標設定ツール文書に組み込まれた目標設定手法によって定められた最低野心レベルを満たす必要があります。SBTiの金融機関ネットゼロ目標設定ツールおよび関連文書には、経路の詳細がさらに提供されています。一般的に、本基準で使用可能とされるすべての排出経路は、SBTiのシナリオ選定アプローチと整合しています。各セクターについて、SBTiは企業が特定の排出量集約型セクターの目標を設定する際に使用する経路、または使用可能な経路の範囲(エンベロープ)を選定しています。一部のセクター参照経路は、複数の使用可能な経路から導出されますが、他のセクターは信頼できる代替案がないため、1つの特定の参照経路に基づいています。例えば、セメント、鉄鋼、自動車セクターの経路は、IEA(国際エネルギー機関)の2050年ネットゼロ排出シナリオ(NZE)経路に依拠しています。使用可能な参考シナリオの範囲は、最新の承認済みSBTi経路を反映するため、随時更新されます。

表4.1:ポートフォリオレベル指標、ネットゼロ整合ベンチマーク、および短期目標を決定するための目標設定方法

指標コード	指標／目標タイプ	該当セグメント	指標カテゴリ／説明	単位	ネットゼロ整合ベンチマーク値	基準年	参照シナリオ	中間目標の設定方法
Metric-FINZ.1	ポートフォリオ全体 - 絶対排出量	A, B, C, D	すべての金融活動に帰属する総温室効果ガス排出量は、少なくともスコープ1およびスコープ2をカバーし、該当する場合は自動車、建物、石炭、石油・ガスのポートフォリオ排出量におけるスコープ3も含みます。建物関連の排出量については、使用中の運用排出(エネルギー消費、電力、暖房に使用されるその他の燃料など)に起因するスコープ1、2、3の排出量および建物固有システム(冷蔵庫、冷却システム、ヒートポンプなど)からの漏出排出も含まれます。	tCO ₂ e	ポートフォリオ残余排出量(取引先により異なる)	2050年まで	N/A	該当なし - 中間目標は不要です
Metric-	ポートフォリ	A, B, C, D	金融活動に占める、気候整合している(以下の表	気候整合性の	95%	2050年ま	N/A	ポートフォリオの

FINZ.2	オ全体 - 気候整合性		4.2で定義)取引先向けの割合を、総金融エクスポージャーと比較します。	ある金融活動の割合		で		気候整合性
他の要件								
適格な気候整合性評価手法: 法人または活動の気候整合性は、適格な手法に基づいて評価することができます。SBTiは、金融機関がこの目的で使用できる適格な気候整合性評価手法のリスト(リンク)を提供しています。気候整合性評価手法が適格と見なされるには、一定の基準を満たし、 第三者による気候整合性評価手法を利用する際のプロトコル に記載された承認プロセスに従う必要があります。このリストは、法人、プロジェクト、資産を「移行中」「気候変動ソリューション」「ネットゼロ状態」のいずれかに分類する新たな、または改善された気候整合性評価手法が登場するにつれて、随時更新されることが想定されています。								

表4.2:異なる取引先タイプにおける気候整合性評価カテゴリ

セグメント	サブ資産クラス	移行中 ²⁸ (実施リストは、適格な第三者の気候整合判断手法、または表4.3の関連するFINZセクター指標を参照してください)	気候変動ソリューション (適格な第三者の気候整合判断手法について、実施リストを参照してください。)	ネットゼロ状態 (該当する場合、取引先レベルでの最低要件となり、残余排出量の基準値は、表4.3に示される該当セクターまたはSBTiコード・ネットゼロ基準の最新基準に従って定義されます。)
N/A	金融仲介機関	金融仲介機関は、スコープ1、2、3の排出量を含む、1.5°Cの地球温暖化抑制を目標としたネットゼロGHG排出コミットメントおよび対応する目標に整合・支援する場合、「移行中」と分類されます。	N/A	金融仲介機関の最小ネットゼロ状態は、すべてのGHG排出スコープにおける排出量をゼロまたはほぼゼロの残余排出量まで削減(ネットゼロ整合)し、残余排出量を相殺して(ネットゼロ達成状態に到達)達成されます。
A	石油・ガス法人	法人が「移行中」と分類される場合: 1) これは、スコープ1、2、および3の排出量をカバーし、地球温暖化を1.5°Cに制限する経路と整合した絶対削減の軌	法人が「気候変動ソリューション提供者」と分類されるのは、収益の少なくとも90%が化石燃料以外の用途向け改修、恒久的な	化石燃料法人における最低限のネットゼロ状態には、すべての温室効果ガス(GHG)排出スコープにおける排出量をゼ

²⁸法人向け融資における「移行中」のカテゴリは、まず第一に、1.5°C目標に整合した明確な野心を確立している法人に焦点を当てています。時間の経過に伴い、法人はこの野心的目標に対する進捗を示す必要があり、「移行中」の分類を維持するためには、法人の移行計画の質を評価手段として進捗を確認することが含まれる場合があります。したがって、移行を測定するために使用できる気候目標との整合性評価手法の適格性は、時間の経過とともに、野心的な目標設定の段階から、実際の進捗を重視する方向へ移行することを反映して更新されます。

		<p>道に沿った野心を示しています。および</p> <p>2) 金融機関は、化石燃料拡張活動の新規実施(セクション3.1で定義され、金融機関の化石燃料移行方針公表日以降に最終投資決定が必要なもの)には関与しません。</p>	<p>廃止、または炭素回収・貯留²⁹による削減に割り当てられており、残りの収益が表2に定義された化石燃料活動から生じていない場合です。</p>	<p>口またはほぼゼロに削減することおよび残余排出量を中和してネットゼロ達成状態に到達することが含まれます。</p>
	化石燃料プロジェクト	N/A	<p>特定のプロジェクトまたは資産に専用される金融活動が、非化石燃料利用への改修、恒久的な廃止、または炭素回収・貯留による削減のいずれかに専用されている場合、それは気候変動ソリューションとして分類されます。²⁸</p>	N/A
B	FLAG法人(供給側および需要側)	<p>法人が「移行中」と分類される場合:</p> <p>1) 現在適用されるSBTi FLAGガイダンスに沿った段階的削減を伴う森林破壊ゼロコミットメントを有していること。および</p> <p>2) これは、スコープ1、2、および3の排出量(FLAG関連排出量を含む)をカバーし、地球温暖化を1.5°Cに制限する経路と整合した野心を示しています。</p>	N/A	<p>FLAG法人の最小ネットゼロ状態には以下が含まれます。</p> <p>1) そのバリューチェーンが森林破壊に関与していないこと。および</p> <p>2) これには、すべての温室効果ガス(GHG)排出スコープにおける排出量をゼロまたはほぼゼロに削減することおよび残余排出量を中和してネットゼロ達成状態に到達することが含まれます。</p>
	他の排出集約型セクターの法人(つまり、化石燃料およびFLAGセクター以外)	<p>法人が「移行中」と分類される場合:</p> <ul style="list-style-type: none"> • これは、スコープ1、2、および3の排出量をカバーし、地球温暖化を1.5°Cに制限する経路と整合した野心を示しています。または • 他の排出集約型セクターでの取引先の活動が、報告年度における関連セクターのベンチマークを上回るパフォーマンスを示す場合、ベンチマーク乖離評価を通じて、より優れたパフォーマンスを実証しているみなされます。 	<p>認定された分類体系に基づく特定の気候変動ソリューションから少なくとも90%の収益を得ており、残りの収益が表2に定義された化石燃料活動から得られておらず、気候変動ソリューション提供法人と分類される法人。</p>	<p>他の排出集約型セクターに属する法人の最小ネットゼロ状態には、すべての温室効果ガス排出スコープにおいて排出量をゼロまたはほぼゼロまで削減(ネットゼロ整合)し、残存排出量を中和して(ネットゼロ達成状態に到達)管理することが含まれます。</p>
	発電プロジェクト	N/A	N/A	<p>発電プロジェクトの最小ネットゼロ状態とは、運用排出量がゼロまたはほぼゼロ(0.001 t CO₂e/MWh未満)の場合を指します。</p>

²⁹炭素回収を対象に含める場合、90~95%以上の回収率であることに加えて、耐久性のある貯留と組み合わせて実施されなければなりません。また、EOR(石油増進回収)を含む、化石燃料の継続的な採掘や生産能力の拡大につながるいかなる工程にも利用してはなりません。例えば、CCS(二酸化炭素回収・貯留)企業が石油・ガスの採掘(またはその他の対象範囲内の活動)にサービスを提供する場合でも、そのサービスが上記(i)および(ii)の両条件を満たす場合は、気候変動ソリューションとみなすことができます。

				す。
	他の排出量集約型セクター(化石燃料およびFLAGセクター以外)のプロジェクトや資産	プロジェクトまたは資産は、報告年度における関連セクターのベンチマークを上回るパフォーマンスを示す場合、ベンチマーク乖離評価を通じて「移行中」と分類されます。	N/A	他の排出量集約型セクターのプロジェクトまたは資産の最小ネットゼロ状態とは、該当セクターのネットゼロ整合ベンチマーク値で運用されている場合を指します。対象となる活動は表4.3に記載されています。
C	他のセクター(金融セクターを含む)に属する法人	法人は、スコープ1、2、および3の排出量をカバーし、地球温暖化を1.5°Cに制限する経路と整合する野心を示している場合に、「移行中」として分類されます。	認定された分類体系に基づく特定の気候変動ソリューションから90%以上の収益を得ており、残りの収益が表2に定義された化石燃料活動から得られておらず、気候変動ソリューション提供法人と分類される法人。	他のセクターに属する法人の最小ネットゼロ状態には、すべての温室効果ガス排出スコープにおいて排出量をゼロまたはほぼゼロまで削減(ネットゼロ整合)し、残存排出量を中和して(ネットゼロ達成状態に到達)管理することが含まれます。
	その他セクターのプロジェクトや資産	N/A	適格なタクソノミーに基づき、気候変動ソリューションとして認められるプロジェクトや資産に対して行われる金融活動。	その他セクターのプロジェクトまたは資産の最小ネットゼロ状態とは、排出量ゼロで運用されている場合を指します。
B + D	中小企業(上場または非上場)	法人は、スコープ1と2の排出量をカバーし、地球温暖化を1.5°Cに制限する経路と整合する野心を示している場合に、「移行中」として分類されます。	認定された分類体系に基づく気候変動ソリューションから90%以上の収益を得ており、残りの収益が表2に定義された化石燃料活動から得られておらず、気候変動ソリューション提供法人と分類される法人。	中小企業の最小ネットゼロ状態とは、すべての温室効果ガス排出スコープにおいて排出量をゼロまたはほぼゼロまで削減した状態(ネットゼロに到達した状態)です。
	住宅用不動産および商業用不動産(建物)	既存建物は、以下のいずれかの条件を満たす場合に「移行中」と分類されます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物が高いエネルギー性能証明書を有する(地域枠組みの上位2段階以上に該当)、または証明書がない場合は信頼できる比較評価アプローチによる場合。 ・ 建物は国内建築物ストックの上位15%に入るものの、一次エネルギー需要(kWh/m²)で評価されます。または ・ 建物の物理的排出強度は、金融機関が投融資や融資対象として建物に関わっている金融エクスプロージャー期間中、1.5°Cシナリオで定められた排出上 	N/A	既存または新築建物資産の最小ネットゼロ状態とは、建物が該当する1.5°Cシナリオの物理的排出強度(kg CO ₂ e/m ² 、全エネルギー使用量および漏出排出量を含む)以下で運用されている場合を指します。

		<p>限値以下である必要があります。</p> <p>新築建物は、以下の両方の条件を満たす場合に「移行中」と分類されます：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 建物が高いエネルギー性能証明書を有する(地域枠組みの上位2段階以上に該当)、または証明書がない場合は信頼できる比較評価アプローチによる場合。および 2) 建物が化石燃料系電力網に接続されていないこと。 		
D	消費者向け – 自動車	N/A	N/A	自動車の最小ネットゼロ状態とは、車両の排気ガス排出量がゼロ(すなわちゼロエミッション車)である場合を指します。

表4.3:セクター要件:指標、ネットゼロ整合ベンチマーク、および近似セクター目標を決定するための目標設定方法

指標コード	セクター／サブセクター	説明	単位	ネットゼロ整合ベンチマーク値	基準年	参照経路	目標設定手法
Sector metric - FINZ.1a	石炭	金融活動に起因する石炭関連の法人、プロジェクト、資産の絶対総排出量(スコープ1、2、3)を測定します。この指標は、取引先からボトムアップで集計し、ポートフォリオレベルでのセクター別絶対排出量を算出するものです。	tCO ₂ e	段階的廃止年において100%	2030年はOECD地域、2040年は世界規模	N/A	段階的廃止
Sector metric - FINZ.1b	石炭	石炭関連の法人、プロジェクト、資産に対する総金融エクスポージャーを測定します。	金融エクスポージャー(例:投資額)	段階的廃止年において100%	2030年はOECD地域、2040年は世界規模	N/A	段階的廃止
Sector metric-FINZ.2	石油・ガス	金融活動に起因する石油・ガス法人、プロジェクト、資産の絶対総排出量(スコープ1、2、3)を測定します。この指標は、取引先からボトムアップで集計し、ポートフォリオレベルでのセクター別絶対排出量を算出するものです。	tCO ₂ e	参照シナリオにより異なる	2050年まで	IEA NZE経路	セクター絶対収縮
Sector metric-FI	電力	金融活動に帰属する発電単位あたりの平均総排出量を測定します。排出量の値には、当該活動によって生成された、または法人	tCO ₂ e／メガワット時(参照シナリオにより異なる	2040年まで	SBTi電力セクターの経	セクター別・ポートフォリオ

指標コード	セクター／サブセクター	説明	単位	ネットゼロ整合ベンチマーク値	基準年	参照経路	目標設定手法
NZ.3a		が購入して再販したすべての電力のスコープ1排出量が含まれます。	MWh)			路。	強度収束
Sector metric-FI NZ.3b	電力	金融活動に帰属するゼロエミッション発電能力の割合を測定します。電力を生成する際にゼロまたはほぼゼロの排出量(0.001 tCO2e/MWh未満)を生じるすべての技術(例:風力、太陽光、水力、原子力、蓄電池)を含みます。これらの技術はライフサイクル排出(例:埋め込まれた材料による排出)が残るもの、指標は発電段階のみを参照します。	ゼロエミッション発電能力の割合	参照シナリオにより異なる	2040年まで	SBTi電力セクターの経路。	セクター別・ポートフォリオ指標整合
Sector metric-FI NZ.4	航空輸送	金融活動に帰属する収益トンキロ(RTK)あたりの平均総排出量を、SBTi航空セクターガイダンスやRMIのPegasus Principlesなどの主要業界基準に従って測定します。	gCO ₂ e / RTK	参照シナリオおよび航空機により異なる	2050年まで	SBTi航空セクターの経路	セクター別・ポートフォリオ強度収束
Sector metric-FI NZ.5a	海運	金融活動に帰属する1トン-海里あたりの採掘から航行までの(Well-to-Wake)平均総排出量を、エネルギー効率運用指標(EEOI)で測定します。 採掘から航行までの(Well-to-Wake)排出量は、航行で使用される燃料とその燃料のライフサイクル炭素強度に基づきます。トン-海里は、各海里にわたって実際に輸送された貨物量を表します。	tCO ₂ e／トン-海里	船舶により異なる	2050年まで	SBTi海運セクターの経路	セクター別・ポートフォリオ強度収束
Sector metric-FI NZ.5b	海運	年間効率比(AER)は、船舶の輸送作業単位あたりの平均総排出量を測定します。総航行距離と設計積載量(DWT)に基づきます。強度の算定は、ポセイドン原則など、主要な業界標準に従うものとします。	gCO ₂ e／DWT-海里	船舶により異なる	2050年まで	SBTi海運セクターの経路	セクター別・ポートフォリオ強度収束
Sector metric-FI NZ.6a	自動車	金融活動に起因する、車両1キロメートル(v.km)当たりの平均総ライフサイクル排出量(車両のウェル・トゥ・ホイール排出量)を測定します。	gCO ₂ e / vkm	参照シナリオおよび車両により異なる	2050年まで	IEA NZE経路	セクター別・ポートフォリオ強度収束
Sector metric-FI NZ.6b	自動車	金融活動に帰属するすべての車両に対して生産されたゼロエミッション車(ZEV)の割合を測定します。	新規ゼロエミッション車(ZEV)の割合	100%	2040年まで、	ゼロエミッション車(ZEV)に関する宣言	セクター別・ポートフォリオ指標整合

指標コード	セクター／サブセクター	説明	単位	ネットゼロ整合ベンチマーク値	基準年	参照経路	目標設定手法
Sector metric-FI NZ.7	セメント	金融活動に起因する、セメント系製品1トンあたりの平均総排出量(廃棄物由来燃料の燃焼による排出量を含む)を測定します。セメント系製品とは、報告法人が生産するクリンカー、セメント、およびセメント代替品を指します。	tCO2e／トンのセメント系製品	参照シナリオにより異なる	2050年まで	IEA NZE経路	セクター別・ポートフォリオ強度収束
Sector metric-FI NZ.8	鉄鋼	金融活動に帰属する、1トンあたり熱間圧延鋼の平均総排出量を測定します。具体的な算定方法については、SBTiの鉄鋼部門ガイドスやRMIのサステナブルスチール原則など、業界の先行基準に従うべきです。	tCO2e／熱間圧延鋼トン	参照シナリオにより異なる	2050年まで	IEA NZE経路	セクター別・ポートフォリオ強度収束
Sector metric-FI NZ.9	住宅建物および商業建物の使用中の運用排出量	金融活動に帰属する住宅建物の床面積(平方メートルまたはm ²)あたりの使用中の平均総運用排出量(エネルギー消費、電力、暖房に使用されるその他の燃料を含む)を測定します。算定ガイドスは、PCAFの金融業界向け技術ガイドスで指定されています。	kgCO ₂ e／m ²	地理的な場所および建物タイプにより異なる	2050年まで	CRREM-SBTi 1.5°C	セクター別・ポートフォリオ強度収束
Sector metric-FI NZ.10	FLAG商品 - 供給側企業 ^a	金融活動に帰属する、FLAG商品1トンあたりの平均正味 ^b 排出量を測定します。コモディティ経路は、当該コモディティを生産する法人にのみ適用されます。	tCO ₂ e／トン	コモディティにより異なる	2050年まで	SBTi FLAGコモディティ経路	セクター別・ポートフォリオ強度収束
-	FLAGコモディティ - 需要側企業 ^b	多様なFLAG活動を行う企業またはスコープ3でFLAG排出量の大部分を占める企業の、FLAG排出量の総絶対値を測定します。これらの企業は、FLAG製品を大量に購入するか、エンドユーザーに販売しています。排出量の値にはスコープ1、2、3の排出量が含まれます。これは、Sector metric-FINZ.8で提供されるコモディティ固有経路でカバーされないFLAG活動を表しています。	tCO ₂ e	FLAG排出量のみについて、72%(シナリオ基準年値を下回る)	2050年まで	SBTi FLAG需要側経路	セクター目標には関連しませんが、ポートフォリオの気候整合性を評価するために使用されます

付属文書A: 主要用語

SBTiの用語、定義、略語の完全な一覧は、[SBTi用語集](#)で確認できます。本付録には、SBTi金融機関ネットゼロ基準で使用される新規または更新された用語の一覧が記載されています。

用語	定義
A 対象となる金融活動	本基準において「対象となる」とは、許可された除外オプションの利用を除く、対象となる金融活動を指します。例えば、化石燃料移行方針における該当する金融活動は、化石燃料セクター内のすべての対象となる金融活動を含みますが、以下の活動は除外される場合があります。 <ul style="list-style-type: none">生産活動および生産能力の恒久的な廃止に充当される金融活動。AMIIにおける助言型委託を通じた投資。炭素回収を用いて化石燃料プロジェクト／インフラの排出削減に専念する金融活動で、捕集率が少なくとも90%～95%であり、強化石油回収やその他の化石燃料抽出・生産能力の開発を助長しない耐久性のある貯留を伴うもの。国内法または規制により義務付けられた金融活動。
B ベンチマーク	金融機関のパフォーマンスを比較するための基準点。科学的根拠に基づく目標設定の文脈では、ベンチマークは1.5°C経路のような方法および参照経路に基づいて設定されます。ネットゼロ整合ベンチマーク(すなわち指標の最終値)は、ネットゼロ経済と整合するために必要なパフォーマンス水準を規定します。
	ベンチマーク乖離評価 取引先の活動パフォーマンス値を、特定の時点における参考経路から導出されたベンチマークと比較(例:技術シェアでベンチマークを上回る、排出強度で下回る)し、整合または非整合の二値評価を導き出す手法。
C 二酸化炭素除去(CDR)／炭素除去	SBTi用語集V1.2 で定義されるように、大気中のCO ₂ を除去し、地質、陸上、海洋貯留庫または製品に持続的に貯蔵する人為的活動(IPCC、2018年)。
	気候整合性 気候整合性は、金融機関のポートフォリオ内の法人、プロジェクト、資産が「移行中」「気候変動ソリューション」「ネットゼロ達成状態」のいずれに該当するかを評価した結果を示します。ポートフォリオの気候整合性は、この評価をポートフォリオレベルで集約したものであり、全金融活動に対する割合(%)として表されます。
	気候整合性評価手法 特定の法人、プロジェクト、または資産が1) 移行中、 2) 気候変動ソリューション、3) ネットゼロ達成状態のいずれに該当するかを評価するために使用される任意の手法(気候整合性を参照)。

	気候変動ソリューション	社会のニーズを満たし、温室効果ガス(GHG)排出量の削減に貢献し、排出強度が低い資産または活動。気候変動ソリューションの製造と使用は、世界的な1.5°Cの野心的目標と互換性があり、ネットゼロ炭素経済への移行を加速させることを意図しています(Oxford Net Zero, 2023年)。気候変動ソリューションは、通常、気候関連またはグリーン・タクソノミーによって特定されます。SBTiは、法人を気候変動ソリューションとして分類できるかを判断する際に、収益の90%という閾値を使用します。
	取引先	以下のいずれか、または複数を総称する用語:金融取引に関与する当事者(例:銀行や保険会社のクライアント、投資家のポートフォリオ企業など)。これには、事業体、プロジェクト、および関連する資産が含まれる場合があります。
D	森林破壊関連コモディティ	重要な森林破壊関連コモディティ:牛肉、パーム油、大豆、ココア、木材および木質繊維。 その他の森林破壊関連コモディティ:コーヒー、皮革、ゴム。 これらのコモディティは、すべての場合やすべての文脈で森林破壊を伴うとは限りませんが、森林破壊エクスポージャーを評価する目的において関連性があります。 このリストおよび森林破壊の定義は、SBTi用語集やSBTi FLAGガイダンスの更新に応じて改訂される場合があります。
E	排出集約型セクター	排出集約型セクターとは、経済活動、製品、サービス、またはプロセスで世界のGHG排出量に大きく寄与する、あるいは気候変動を悪化させるものです。エネルギー集約型および土地利用集約型セクターも含まれます。
F	法人	金融機関は、該当する法域の規則で定められた法人の定義を使用するものとします。
	最終投資決定(FID)	プロジェクト開発における重要な節目であり、主要なエネルギー資産などの場合に、取締役会またはスポンサーが建設や所有権取得に関して財務上のコミットメントを行うことを決定する段階です。
	金融活動	金融活動は分類され、それぞれに関連する主体の一覧が付されています。 <ul style="list-style-type: none"> ● 融資(LND):融資を提供する法人(例:リテールバンクや商業銀行、非銀行系貸手など)。 ● アセットオーナー投資(AOI):投資資産を保有する法人(例:資産オーナー、再保険・保険会社(資産側)、銀行(直接投資活動)、年金基金、ファミリーオフィスなど)。 ● アセットマネージャー投資(AMI):顧客に代わって投資を管理する法人(例:資産運用会社、ウェルスマネージャー、プライベート・エクイティ会社)。 ● 保険引受(INS):保険引受サービスを提供する法人(例:一次保険会社、再保険会社、キャプティブ法人、すなわちリスクキャリアとしてのライセンスを有するすべての法人)。 ● キャピタルマーケット活動(CMA):キャピタルマーケットインストゥルメントの一次発行を仲介する法人(例:投資銀行)。
	金融エクスポージャー	金融機関の実体経済活動へのエクスポージャーは、ローンや保険などの金融サービスの提供といった金融関係を通じて定義されます。エクスポージャーは、実体経済活動に対して投資、融資、または引受けられた金額や割合を測る指標として使用されます。

	金融仲介機関	金融仲介者は、投資家や事業運営や成長のために資金を必要とする実体経済の企業など、金融機関間で金融サービスの流れを円滑にする役割を果たします。SBTi金融機関ネットゼロ基準では、資産オーナーと資産運用会社間の仲介関係に適用され、詳細は 表1.2～1.3 に示されています。
I	対象範囲	「対象範囲内(In-scope)」とは、 FINZ-C3 および 表1.1～1.5 に定めるSBTi金融機関ネットゼロ基準の一つ以上の基準でカバーされる活動を指します。
	保険金請求	保険契約者が損失や事象に対する補償や保険金の支払いを求めて保険会社に提出する正式な請求。
M	指標	進捗の追跡または状況の評価に使用される測定可能な変数で、経時的な変化や設定された目標に対するパフォーマンスを評価するために用いられます。指標は、金融機関の気候関連パフォーマンスに関する定量的データを測定します。
N	ネットゼロを達成した取引先 (法人または活動)	ゼロまたはネットゼロ排出に到達しており、その活動が大気中の温室効果ガスの蓄積を生じさせない取引先です。すなわち、既存の残存排出量が中和されています。
	ネットゼロ到達済み取引先 (法人または活動)	事業およびバリューチェーン全体で排出量を削減し、残存排出レベルに到達した取引先。
	対象となる金融活動	本基準において「対象となる」とは、許可された除外オプションの利用を除く、対象となる金融活動を指します。例えば、化石燃料移行方針における該当する金融活動は、化石燃料セクター内のすべての対象となる金融活動を含みますが、以下の活動は除外される場合があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産活動および生産能力の恒久的な廃止に充当される金融活動。 ・ AMIIにおける助言型委託を通じた投資。 ・ 炭素回収を用いて化石燃料プロジェクト／インフラの排出削減に専念する金融活動で、捕集率が少なくとも90%～95%であり、強化石油回収やその他の化石燃料抽出・生産能力の開発を助長しない耐久性のある貯留を伴うもの。 ・ 国内法または規制により義務付けられた金融活動。
	新規の金融活動	金融機関が以前関与していなかった法人、プロジェクト、資産に関連するすべての対象金融活動、および金融機関がすでに関与している法人、プロジェクト、資産に関連する新規または追加の対象金融活動。 本基準において「新規または追加の」という文言は、化石燃料移行方針に関連して使用されます。これは、金融機関の化石燃料移行方針公表日以降、金融機関がまだ関与していない取引先(新規の石炭・石油・ガスの拡張活動に関与する取引先)に関連するすべての対象となる金融活動、および金融機関がすでに関与している取引先(新規の石炭・石油・ガスの拡張活動に関与する取引先)に対して行われる新規または追加の対象となる金融活動を含みます。LNDの例として、金融機関がすでに石炭拡張計画を持つ企業に対して60ドルの融資を行っていた場合(金融機関の化石燃料移行方針の公表日現在)、金融機関はその融資を満期まで維持することはできますが、当該企業への新規融資の延長や追加提供は行うことはできません。AOI/AMIの例として、金融機関がすでに石炭拡張計画を持つ企業の株式30株を保有／管理している場合(金融機関の化石燃料移行方針の公表日現在)、金融機関はその30株を保有し続けることができますが、新たに株式を購入する

		ことはできません。例えば、30株のうち10株を売却した場合、残りの20株は保有し続けることができますが、新たに株式を購入することはできません。INSの例として、金融機関がすでに石炭拡張計画を持つ企業に対して保険契約を提供している場合(金融機関の化石燃料移行方針の公表日現在)、金融機関はその保険契約を満期まで維持することができますが、当該企業への契約の延長、更新、または新規提供は行うことができません。CMAの例として、金融機関は、石炭拡張計画を持つ企業による新規の債務証券または株式証券(金融機関の化石燃料移行方針の公表日までに発行されていない証券)の発行を仲介することはできません。
O	対象範囲外	本基準の現行版(表1.1～1.5 参照)で、必須または任意の基準によって扱われていない活動。
P	ポートフォリオ	法人の金融活動およびそれに関連する法人、プロジェクト、資産の集合。ローン、投資、引受など複数の資産クラスにまたがる場合があります。
	ポートフォリオ指標整合	技術シェア指標に適用されるアプローチで、対象ポートフォリオの開始時点に関係なく、設定された目標年にセクターベンチマークへの収束を要求するものです。
	プロジェクトファイナンス／保険	特定の資産や活動に対して、資金調達または保険付保の用途が明確な、オンバランスまたはオフバランスシート上の資産・活動のセットに適用される資産クラスまたは保険商品。
	段階的廃止	対象となるバリューチェーンの法人、プロジェクト、資産に対するエクスポージャーを段階的に削減するためのタイムラインを設定する手法があり、通常は特定のセクターや地域に適用されます。対象セクターのエクspoージャーを完全に削減する期限に加え、完全削減年が目標基準年から5年以上先の場合には、時間経過に応じたエクspoージャー削減の具体的な計画も求められます。
S	中小企業 (SME)	金融機関のみ対象: 中小企業の定義は地域によって異なる場合があるため、金融機関はSBTi用語集に定められたSBTiの定義、または該当する国・地域の規制上の定義のいずれかを使用するものとします。目標審査に際して、法人は、SBTiの中小企業(SME)の定義を満たしている場合、合理化された審査ルートを通じて目標を設定できます。あるいは、基準審査ルートを通じて目標を設定することも可能です。
T	目標設定手法	この手法(アルゴリズム)は、経路と入力変数を用いて、各指標の中間パフォーマンス値を定義します。一部の指標(例: 開示指標)は中間パフォーマンス値を必要とせず、したがって目標設定手法も必要ありません。
	移行中	これは、対象事業体が、信頼できる1.5°C低ノーバーシュートなし経路に従い、2050年までにネットゼロ排出を達成するための移行を開始する意図があるか、すでに開始しているかを示します。
Z	ゼロエミッション車(ZEV)	使用段階で排気管からの排出がゼロの車両。
	ゼロエミッション発電能力	電力を生産する際にゼロまたはほぼゼロ(0.001 tCO ₂ e/MWh未満)の排出を発生させる技術(例: 風力、太陽光、水力、原子力、蓄電池)。これらの技術はライフサイクル排出(例: 埋め込まれた材料による排出)が残るもの、指標は発電段階のみを参照します。

付属文書B: 目標文言テンプレート

以下の目標文言テンプレートは、本書公表時点で金融機関が従う必要がある一般的なテンプレートを示しています。簡便のため「目標」という文言を使用していますが、追加のコミットメントや方針も含みます。SBTiは、目標審査の過程で発生する特定のケースに対応するなど、本テンプレートに取って代わる最新版を別途提供する場合があります。金融機関は、これらの目標に加えて、独自の情報を補足的に提供することができます。

許容される目標主張および目標文言	
ポートフォリオ全体の主要目標	
主要目標	<p>[金融機関名]は、[ネットゼロ目標年]までに、対象となる金融活動からのGHG排出量をネットゼロにすることを約束します。この目標を達成するために、異なるサブ目標を設定しています。</p> <p>[金融機関名]の短期ポートフォリオ目標は、[基準年]時点で[LND、AOI、AMI、INS、CMA]活動に対する金融エクスボージャーの[XX]%をカバーしています。同年時点で、必須の対象活動は[LND、AOI、AMI、INS、CMA]活動に対する[金融機関名]の金融エクスボージャーの[XX]%を占め、任意の対象活動は[XX]%、対象外活動は[XX]%を占めていました。</p> <p>[金融機関名]の気候整合目標は、[金融指標]に基づき、対象範囲内の[融資(LND)、資産運用・投資(AOI)、資産運用・投資(AMI)、保険引受(INS)、キャピタルマーケット活動(CMA)]活動の[XX]%をカバーしており、一方、[金融機関名]のセクター別目標は、[基準年]時点で[XX]%をカバーしています。³⁰</p> <p>[金融機関名]の長期ポートフォリオ目標は、[基準年]時点で[LND、AOI、AMI、INS、CMA]活動に対する金融エクスボージャーの[XX]%をカバーしています。同年時点で、対象活動は[LND、AOI、AMI、INS、CMA]活動に対する[金融機関名]の金融エクスボージャーの[XX]%を占め、対象外活動は[XX]%を占めていました。</p>
森林伐採エクスボージャー	
森林伐採エクスボージャー	<p>[金融機関名]は対象となる森林破壊エクスボージャーを有していません。そして、[年]から森林破壊エクスボージャーを毎年評価し公に開示することを約束します。</p> <p>または</p> <p>[金融機関名]は、対象の金融活動における森林破壊エクスボージャーを評価・モニタリングし、公表すること、ならびにエクスボージャーが大きい場合には対応計画を公表することを約束します。</p>
化石燃料移行方針におけるコミットメント	

³⁰この文は、目標提出に含まれる各金融活動ごとに繰り返して記載します。

化石燃料移行方針	<p>i. [金融機関名]は、SBTiの中期目標期間を通じて、化石燃料セクターにおける該当する金融活動を現在行っておらず、今後も行いません。これは、対象となる金融活動を含みます：(i) 石炭セクターにおける活動、(ii) 石油・ガスプロジェクトおよび新規液化天然ガス(LNG)インフラに関連する活動、(iii) 石油・ガス企業に関連する活動。</p> <p>ii. [金融機関名]は、石炭、石油およびガス関連のプロジェクト、企業、バリューチェーンを次のように定義します：[定義を記載]。</p> <p>iii. [金融機関名]は、化石燃料セクターにおける対象となる金融活動を以下のように定義します：[[定義](FINZ基準で許可される場合、[除外項目]を除く)]。</p> <p>または 公表済みの方針[リンク]に基づき、[金融機関名]は以下のすべての活動を終了することを約束します。</p> <p>i. 新規の対象となる金融活動として、直ちに提供されるものには、新しい石炭鉱山、既存の石炭鉱山の拡張・増設、および新規の排出削減されていない石炭火力発電所に関わるプロジェクトおよび企業向けの活動が含まれます。および</p> <p>ii. 新規上流(探査、採掘、開発／拡張)石油・ガスプロジェクトおよび新規液化天然ガス(LNG)インフラ向けに直ちに提供される新規プロジェクトファイナンス／保険。および</p> <p>iii. [目標年]までに、これらの石油・ガス活動に関する企業に対して新たに提供される一般目的のファイナンス／保険を終了します。</p>
不動産方針に関する推奨事項	
不動産方針に関する推奨事項	公表済みの方針[リンク]に基づき、[金融機関名]は[年]以降、新規の非ゼロカーボン対応建物に関連する金融活動を行わないこと、ならびに既存建物の改修に専念する金融活動を拡大し、化石燃料設備の段階的廃止を含めることを、[基準年：202x年の金額または割合]から[目標年]の[総額]まで実施することを約束します。
短期気候整合目標	
短期目標 - グローバル	<p>[金融機関名]は、[基準年：202x]を基に、[近期目標年]までに、対象となる[LND、AOI、AMI、INS、CMA]活動の[XX]%を気候整合性³¹のあるものにすることを約束します。これには以下が含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> - [(XX(例：化石燃料)セクター) または (セグメントA/B/C/D) または (セグメントA/B/C/D内のXXセクター)]における金融活動の[XX]%の気候整合性。 —すべての残存金融活動(例：セグメントBおよびC)のうち[XX]%を気候目標に整合させる。
短期目標 - 地域別	<p>[金融機関名]は、[基準年：202x]を基に、[近期目標年]までに、対象となる[LND、AOI、AMI、INS、CMA]活動の[XX]%を気候整合性のあるものにすることを約束します。これには以下が含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 先進国における[(XXセクター) または (セグメントA/B/C/D) または (セグメントA/B/C/D内のXXセクター)]の金融活動における[XX]%の気候整合性。 - 新興国における[(XXセクター) または (セグメントA/B/C/D) または (セグメントA/B/C/D内のXXセクター)]の金融活動における[XX]%の気候整合性。 - 先進国におけるすべての残存金融活動の気候整合性を[XX]%とし、新興国におけるすべての残存金融活動の気候整合性を[XX]%とします。

³¹金融機関は、自らの気候整合性評価に使用した定義および気候整合性評価手法を明示するものとします。

短期セクター目標(該当する場合)	
セクター別・ポートフォリオ強度収束	[金融機関名]は、[基準年: 202x]を基に、[近債目標年]までに、対象となる[LND、AOI、AMI、INS、CMA]ポートフォリオ内の[XX]セクターからのGHG排出量を[指標]あたり[XX]%削減することを約束します。
絶対排出量削減	[金融機関名]は、[基準年: 202x]を基に、[近債目標年]までに、対象となる[LND、AOI、AMI、INS、CMA]ポートフォリオ内の[XX]セクターからの絶対値スコープ[XX]のGHG排出量を[XX]%削減することを約束します。
セクター別・ポートフォリオ指標整合	[金融機関名]は、[基準年: 202x]を基に、[近債目標年]までに、対象となる[LND、AOI、AMI、INS、CMA]ポートフォリオ内の[XX]セクターにおける1.5°Cベンチマーク技術シェア[XX%]に到達することを約束します。
段階的廃止	[金融機関名]は、[目標年]までに、OECD加盟国における石炭プロジェクトおよび石炭企業に対する対象となるすべての金融活動を段階的に廃止することを約束します。[金融機関名]は、[目標年]までに、非OECD国における石炭プロジェクトおよび石炭企業に対する対象となるすべての金融活動を段階的に廃止することを約束します。金融機関は、[基準年: 202x]を基に、[近債目標年]までに、対象となる[LND、AOI、AMI、INS、CMA]ポートフォリオ内の石炭セクターからの[金融指標および／または排出量指標]を[XX]%削減することを約束します。
長期目標	
ネットゼロ達成年	[金融機関名]は、[ネットゼロ目標年]までに、対象となる[LND、AOI、AMI、INS、CMA]活動の[XX]%がネットゼロ状態に達していることを約束します。
移行計画(推奨;本移行計画は参考用であり、SBTiによるレビューは受けていません)	
[金融機関名]は、目標達成のための戦略と行動を定義した移行計画を以下で公開しています:[リンク]。	
任意項目:金融機関自身のコミュニケーションに使用する法的免責事項の記載を認めます	
「上記で開示された目標は、[金融機関名]のサイエンスベース目標に関する前提条件、データ品質、不確実性、およびリスクに関する追加情報([金融機関名]の最新の[年次報告書およびサステナビリティ報告書]に記載)と併せて参照する必要があります。」	

参考文献

Accountability Framework initiative(責任枠組みイニシアチブ)(発光年不明)。[Operational Guidance on Deforestation \(森林破壊に関する運用ガイド\)](#)

Bataille, C., Al Khourdajie, A., de Coninck, H., de Kleijne, K., Nilsson, L. J., Bashmakov, I., Davis, S., Fennell, P. (2023年)。[A Paris Agreement Compliant Definition for "Abated Fossil Fuels"](#) (「削減化化石燃料」に関するパリ協定準拠の定義)。SSRNで入手可能:
<https://ssrn.com/abstract=4574502>または<http://dx.doi.org/10.2139/ssrn.4574502>

不動産炭素リスクモニター(CRREM)。(2023年)。[CRREM-SBTi 1.5°C不動産経路](#)。

CDP。(2023年)。[CDP Disclosure Platform \(CDP開示プラットフォーム\)](#)。

欧州連合。(2023年)。規制(EU)2023/1115:森林破壊および森林劣化に関連する特定のコモディティおよび製品のEU市場での提供および輸出に関する規制。

Federal Trade Commission (FTC)(連邦取引委員会)。(2022年)。[Guides for the Use of Environmental Marketing Claims \(Green Guides\)](#).

GHGプロトコル。(2004年)。[The Greenhouse Gas Protocol:A Corporate Accounting and Reporting Standard \(Revised Edition\)](#).World Resources Institute and World Business Council for Sustainable Development.

GHGプロトコル。(2011年)。[Corporate Value Chain \(Scope 3\) Accounting and Reporting Standard](#).World Resources Institute and World Business Council for Sustainable Development.

Global Canopy.(発行年不明)。[Forest IQ Methodology for Assessing Deforestation Risk](#).

Global Canopy.(発行年不明)。[Forest 500 Database](#).

国際エネルギー庁(IEA)。(2023年)。[Net Zero by 2050:A Roadmap for the Global Energy Sector](#).

International Financial Institutions.(2022年)。[Harmonization of Standards for GHG Accounting](#).

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)。(2018年)。[Global Warming of 1.5°C.An IPCC Special Report on the impacts of global warming of 1.5°C above pre-industrial levels](#).

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)。(2022年)。[Climate Change 2022:Mitigation of Climate Change.Contribution of Working Group III to the Sixth Assessment Report](#).Cambridge University Press.

ISEAL Alliance.(2023年)。[ISEAL Sustainability Claims Good Practice Guide V2.0](#).

London Stock Exchange Group (LSEG)。(発行年不明)。[ESG Data and Analytics](#).

Net-Zero Asset Owner Alliance (NZAOA)。(2023年)。[Understanding the Drivers of Investment Portfolio Decarbonization.](#)

Net-Zero Data Public Utility (NZDPU)。(発行年不明)。[Open Climate Data Platform.](#)

Oxford Net Zero。(2023年)。[Net Zero Aligned Initiative Taxonomies](#).University of Oxford(オックスフォード大学)。

Partnership for Carbon Accounting Financials (PCAF)。(2022年)。[The Global GHG Accounting and Reporting Standard Part A:Financed Emissions](#).第2版。

Partnership for Carbon Accounting Financials (PCAF)。(2023年)。[The Global GHG Accounting and Reporting Standard Part C:Insurance-Associated Emissions](#).

Partnership for Carbon Accounting Financials (PCAF)。(2024年)。[Facilitated Emissions Standard](#).

Poseidon Principles。(2023年)。[Technical Guidance: A Global Framework for Responsible Ship Finance](#).

Rocky Mountain Institute(RMI)。(2023年)。[Pegasus Principles:Technical Guidance for Aviation Finance](#).

Rocky Mountain Institute(RMI)。(2023年)。[Sustainable Steel Principles](#) (サステナブル・スチール原則)。

科学に基づく目標設定イニシアチブ (SBTi)。(2021年)。[SBTi企業ネットゼロ基準第1.2版](#)

科学に基づく目標設定イニシアチブ (SBTi)。(2022年)。[Forest, Land and Agriculture \(FLAG\) Science Based Target-Setting Guidance](#) (森林・土地・農業 (FLAG) 分野の科学的根拠に基づく目標設定ガイダンス)。

科学に基づく目標設定イニシアチブ (SBTi)。(2023年)。[SBTi Aviation Sector Guidance \(SBTi航空部門ガイダンス\)](#)。

科学に基づく目標設定イニシアチブ (SBTi)。(2023年)。[SBTi Buildings Criteria \(SBTi建築物基準\)](#)。

科学に基づく目標設定イニシアチブ (SBTi)。(2023年)。[SBTi Sectoral Decarbonization Approach \(SBTiセクター別脱炭素アプローチ\)](#)。

科学に基づく目標設定イニシアチブ (SBTi)。(2023年)。[SBTi Steel Sector Guidance \(SBTi鉄鋼部門ガイダンス\)](#)。

科学に基づく目標設定イニシアチブ (SBTi)。(2025年)。[Basis for Conclusions for the Financial Institutions Net-Zero Standard V1.0](#)(金融機関ネットゼロ基準の結論の根拠第1.0版)。

科学に基づく目標設定イニシアチブ (SBTi)。(2025年)。[Financial Institutions Net-Zero Target-setting Tool](#) (金融機関ネットゼロ目標設定ツール)。

科学に基づく目標設定イニシアチブ (SBTi)。(2025年)。[金融機関ネットゼロ基準の暫定実施リスト](#)。

科学に基づく目標設定イニシアチブ (SBTi)。(2025年)。[Financial Institutions Net-Zero Standard Target-setting Methods and Tool Documentatio](#) (金融機関ネットゼロ基準目標設定手法およびツール文書)。

科学に基づく目標設定イニシアチブ (SBTi)。(2025年) [Interim Protocol for Usage of Third-Party Methodologies within the Financial Institutions Net-Zero Standard](#) (金融機関ネットゼロ基準内の第三者による利用の際の暫定プロトコル)。

科学に基づく目標設定イニシアチブ (SBTi)。(2024年)。[SBTi Glossary Version 1.2 \(SBTi用語集第1.2版\)](#)。

科学に基づく目標設定イニシアチブ (SBTi)。(2024年)。[SBTiセクター基準およびガイダンス](#)。

科学に基づく目標設定イニシアチブ (SBTi)。(2025年)。[SBTiサービス基準評価指標](#)。

科学に基づく目標設定イニシアチブ (SBTi)。(2024年)。[SBTi基準を開発するための標準作業手順書](#)。

Science Based Targets initiative (SBTi) Services. (発行年不明。[SBTi Services Website \(SBTiサービスウェブサイト\)](#))。

国際連合国際連合経済社会局(UNDESA)。(2023年)。[Committee for Development Policy Guidance on Just Transition](#).

国際連合国際労働機関(ILO)。(2015年)。[Guidelines for a Just Transition towards Environmentally Sustainable Economies and Societies for All.](#)

Urgewald。(2023年)。[Global Coal Exit List:Database of Coal Companies](#).

Urgewald。(2023年)。[Global Oil & Gas Exit List:Database of Oil and Gas Companies](#).

Urgewald。(2023年)。原料炭イグジットリスト:原料炭企業のデータベース。

持続可能な開発のための世界経済人会議(WBCSD)。(2023年)。[Forest Sector SDG Roadmap](#).

世界自然保護基金(WWF)。(2023年)。[Deforestation and Conversion-Free Implementation Toolkit](#).

ZEV Alliance.(2021年)。[COP26 Declaration on Accelerating the Transition to 100% Zero Emission Cars and Vans](#).

協力者一覧

外部支援

- Accenture
- Bain and Company
- Oliver Wyman

外部の支援は、本書の内容の整合性や承認を意味するものではありません。

SBTiは、本書の作成過程を通じて完全な編集権を留保しています。

資金提供者

SBTiは、慈善団体であるBloomberg Philanthropiesおよび気候変動関連の支援団体であるClimate Arcからの財政支援に感謝いたします。

その他のステークホルダー

- SBTiは、公開諮詢およびパイロットテストの過程でフィードバックを提供してくださったすべての関係者各位にも感謝いたします。

